

厚 生 委 員 会

平成 2 5 年 3 月 1 2 日 (火)

厚生委員会

日 時 平成25年 3月12日(火) 午前10時00分開会—午後 3時11分閉会
場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 和田委員長、豊国副委員長、中原、小川、竹内、奥野、鍛冶
田島議長、道工副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 辻下、竹原、反保、出口、川端

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長、
古橋しあわせ創造部長、白井財政改革部長、
村上総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事、
串山しあわせ創造部副理事、萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長、
岸本しあわせ創造部保険年金課長、
波戸元しあわせ創造部住民生活課長、
関本しあわせ創造部子育て支援課淡輪保育所長、
門前しあわせ創造部保健センター所長、四至本財政改革部理事兼行革推進課長、
松井しあわせ創造部保険年金課長代理、堀口しあわせ創造部子育て支援課主幹、
池下しあわせ創造部高齢福祉課主幹、岩田しあわせ創造部地域福祉課主幹、
貴治しあわせ創造部高齢福祉課係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

和田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は7名、全員出席です。

理事者については、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

3月6日の本会議において本委員会に付託を受けました議案14件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は所属部署と氏名を言ってからお願いします。

また、私が質疑・討論するときは、副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑・討論することをご了承願います。

議案第1号「平成24年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件については、担当課から説明を求めます。

串山しあわせ創造部副理事 平成24年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件のうち、厚生委員会に付託されました案件についてご説明させていただきます。

委員会資料の1ページをご参照ください。

まず、歳入です。

14、国庫支出金、1、国庫負担金、社会福祉費負担金としまして89万7,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、歳出に出てまいります障害福祉サービス費の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金です。補助率は2分の1です。

2、国庫補助金、社会福祉費補助金としまして、54万8,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、相談支援や地域活動支援センターの利用率が増加したことに伴う、地域生活支援事業費等補助金です。補助率は2分の1となっております。

15、府支出金、1、府負担金、社会福祉費負担金としまして44万8,000円の増

額補正を行うものです。

内容としましては、歳出の障害福祉サービス費の増加に伴う障害者自立支援給付費補助金です。補助率は4分の1です。

2、府補助金、社会福祉費補助金としまして、47万2,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、2点ございまして、まず、地域生活支援事業等補助金として27万4,000円です。負担率は4分の1となっております。

次に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金として19万8,000円です。この補助金は、日常的な地域支え合い体制づくりの推進を図るため設置されたもので、後ほど歳出に出てまいります、健康ふれあいセンター管理費に充当いたします。補助率は10分の10です。

以上、歳入は当委員会付託分としまして合計236万5,000円の増額補正です。

続いて、歳出についてご説明させていただきます。

委員会資料の2ページをご参照ください。

3、民生費、1、社会福祉費、地域生活支援事業としまして144万2,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては2点ございまして、まず、手話通訳派遣委託料として5万1,000円です。これは、病院受診等で高度な手話通訳が必要な方がおられ、ろうあ会館への手話通訳者派遣委託料に不足が見込まれるため、補正するものでございます。

次に、障害者相談支援事業等負担金として139万1,000円の増額補正です。基本的な相談支援及び地域活動支援センター事業につきましては、阪南市にございましてまつのき園に委託する形で実施をしております。当初見込みと比較しまして、当町の障がい者の方の利用伸び率が高く、事業費の不足が見込まれますので増額補正を行うものです。

次に、障害福祉サービス費としまして179万6,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、障害者共同生活介護給付費、いわゆるケアホームと呼ばれておりますが、入居者が当初予算と比較いたしまして3名の増加に伴い、事業費の増加が見込まれるため増額を行うものでございます。

次に、障害者福祉費としまして105万円の増額補正を行うものです。

内容としましては、平成25年4月法施行改正に伴う障害者システム改修委託料です。これは、現行の障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されまして、障がい者の範囲

に難病の方が拡大されます。また、大阪府保健所で対応していました育成医療が市町村に担当が変わることになっております。これに伴いまして、受給者証など各帳票の発行や、国保連合会とのデータ收受システムの拡充等が必要となりますので、法改正に対応するシステム改修を行うものでございます。

次に、淡輪老人福祉センター維持補修費としまして130万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、淡輪老人福祉センターのプレハブ前駐車場をアスファルト舗装とする工事費でございます。現在、砂利のために、雨の日には水たまりやぬかるみができ駐車しにくい、また歩きにくい、またつまずきやすいといった長生会からの改善要望が出ているもので、高齢者の安全性と快適性を向上するため舗装工事を行うものでございます。

次に、健康ふれあいセンターの管理費としまして19万8,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、歳入でご説明いたしました10分の10補助金を活用しまして、福祉避難所でもあります健康ふれあいセンターに自家発電機及びコードリールを購入しまして、災害に備えての施設整備を図るものです。以上、当委員会付託分として合計578万6,000円の増額補正を行うものです。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 債務負担行為の補正について説明させていただきます。

淡輪火葬場の指定管理に当たりまして、4月からの指定管理料として平成25年度から27年度までの3カ年の指定管理料について債務負担の補正を行うものでございます。平成27年度まで限度額として1,429万2,000円とするものでございます。

和田委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の2ページの中で、障害者システム改修委託料についての説明の中で1つお尋ねいたします。

育成医療についての事務が市町村に移行されるということでありましたけれども、これについては大阪府の権限委譲の計画に基づくものというふうに捉えていいのかどうか確認をさせていただきたいと思っております。

それからもう1つ。健康ふれあいセンター費のところの説明がありましたが、これは災害が発生したときの対応ということではよろしかったんですね。

2点お願いします。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 まず1点目の、障害者育成医療の給付についてですけれども、こちらにつきましましては、障害者総合支援法に基づく根拠法の変更によりまして市町村の事務となったものでございます。

それから、健康ふれあいセンターの発電機につきましましては、介護基盤緊急整備臨時特例基金特別対策事業補助金を活用いたしまして拠点整備を図るもので、健康ふれあいセンターにつきましましては福祉避難所にもなっていますことから、災害時に備えた整備を図るものでございます。

和田委員長 いいですか。ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございせんか。

中原委員。反対。

中原委員 賛成。

和田委員長 反対ございせんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、どうぞ、中原委員。

中原委員 本補正予算につきましましては、先ほど説明があったとおり障害者総合支援法が4月1日から施行ということに伴ってのシステム改修も含まれるということでありまして、総合支援法については納得できない内容が含まれていると考えるものでありますけれども、ほかの予算計上については必要なものが盛り込まれていると考える立場でありますので、賛同したいと思います。

和田委員長 ほかに討論ございせんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第1号「平成24年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第1号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第3号「平成25年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託されました案件について議題とします。

本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入、歳出をそれぞれ分けて審議いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の3ページから6ページをごらんください。

質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の3ページ、款12の分担金及び負担金のところで、民生費負担金、児童福祉費負担金の中でお尋ねいたします。

学童保育の保護者負担金と学童保育のおやつ代等については、予算額が増額していると思われるんですけども、これについては対象学年の引き上げに伴うものというふうを受けとめていいのかどうかというのが1点目であります。

それから、その下の一時預かり保護者負担金についてもお尋ねいたします。

これは必要な事業でありまして、子育て支援の大切な施策の一つであるというふうに考えているものでありますけれども、利用者数については若干減少傾向にあるのかなというふうに過去のものについてそのように見ているんですが、その利用者数の変遷と言いますか、傾向についていかがかお尋ねをしておきたいと思います。

それからもう1点、委員会資料の4ページの説明で言うと上から5行目。未熟児養育医療給付費負担金とありますけれども、これは国庫支出金のところにあります。府の支出金等にも同じようにこの負担金については計上されているものでありまして、町長の町政運営方針でも述べられていたところでもあります。町長の町政運営方針では、利用者の事務的なと言うか、いろいろな手続を簡素化すると。利用者の立場に立ってプラスになるものというふうに聞こえたんですけども、そういう理解でいいものかどうか。これは大阪府の権限委譲に伴うものなのかなと思っているんですけど、そうでもない。軽く首を振っておられるので、この事業が市町村と言うか岬町が行うことになった経緯。それから当

事者にとってのプラス面、もしありましたらマイナス面も含めてご説明をいただきたいと思ひます。

和田委員長 萬谷副理事。

萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 まず1点目の、学童保育保護者負担金並びに学童保育おやつ代でございますけれども、金額が上がりました要因といたしましては、本年4月1日から学童保育のもとが淡輪が60名、深日が30名という定員が、4月1日より淡輪が90名という形で30名増加になる部分の負担増ということでございます。

続きまして、一時預かり保護者負担金でございますが、この部分は保護者の就労等、傷病、冠婚葬祭、リフレッシュ等で使われるものでございまして、24年度、これは2月末現在でございますが、平日で半日の利用者が16名ございました。それと1日使われている方が13名で、合計4月から2月までで29名の方の利用をいただいております。

それと3点目でございますが、未熟児医療の負担金でございますけれども、一応25年度は6名分の、これは大阪府の資料によりまして権限委譲により今回新しく出た部分でございます。25年度といたしまして医療費、これはあくまでも大阪府の推計で出ています大阪府資料に基づきまして医療券交付件数が2件分、医療費給付件数が6件分、合計8件の医療費給付額といたしまして60万5,000円を計上しております。ただ、負担金につきましては2分の1補助でございますので、その2分の1の30万2,000円という形の部分でございます。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 ちょっと補足をさせていただきます。

まず、一時預かり事業ですけれども、先ほど24年度、今現在の実績、2月までですけれども延べで29人利用されていると。23年度の実績が述べ52人でしたので、また22年度につきましては100件ほどありましたので、減少傾向にあるなというふうに思っています。ただ、これにつきましては利用される方が何回も複数回利用されることが多くございますので、その方が保育所等に入所されることによってその件数は増減するのかなというふうに思っています。

それと、あと未熟児養育医療でございますが、この制度につきましては母子保健法の改正に伴いまして権限委譲されるということでございます。先ほど件数等は課長のほうから述べましたけれども、国2分の1、府4分の1、市町村の持ち出しが4分の1という形で権限委譲により事務を岬町のほうで行うというものでございます。町長の所信の中にござい

ましたのは、今まで、この届け出につきましては保健所のほうに行っていたかなければならなかったということがございます。保健所所長を通じて大阪府の府庁の本課のほうで処理をしていたという流れになっていまして、それを住所のある岬町で処理をすることによって申請がスムーズになり住民さんの利便性の向上が図られるというものでございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 一時預かりの事業については、行政としても必要な事業であるとお認めのところだと思いますので、周知等の徹底をしていただきたいと思いますけれども、この事業について以前クーポンを発行して、例えばですけど、1回目の利用だけはそのクーポンを使って利用できるといったような格好で、その事業を知らない方、また利用することについてちゅうちよのある方が利用しやすいようにという仕掛けをつくってはどうかということを提案したことがあったんです。そういった事業について、ほかの市町村でやっているところもありますので、利用を広げるということでそういったことも考えていただければいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひご検討いただきたいと思いますとお望みしておきます。

それから、質問がまだあるんですけど委員長いいですか。

和田委員長 はい、どうぞ。

中原委員 ちょっとさっき聞き損ねて。委員会資料3ページの説明でいくと上から5行目のところなんですけど、児童発達支援事業利用者負担金とありますけれども、この児童発達支援事業というのは、岬町で言うところま園に通っておられる子どもたちへの支援のことを指しているのかどうか。ちょっと呼び方と言ったらいいか、事業名が変わったのかなというふうに思っているんですけど、この事業の内容について確認をしておきたいと思います。

それから、もう少し質問させてください。

和田委員長 はい、どうぞ。

中原委員 ありがとうございます。

資料の4ページの、説明でいくと下から2行目になるんですけど、大阪府身体障害者福祉事業等補助金とありますけれども、これはどういった事業に充当をされるものなのかお示しください。

それから、5ページの府補助金の中で、節2老人福祉費補助金の介護保険事業費補助金、これについてもどういった事業に充当されるのかお示しいただきたいと思います。

和田委員長 萬谷副理事。

萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 1点目の、児童発達支援事業利用者負担金でございますが、24年度までが障害児デイサービス事業利用者負担金という形になっておりました。今回、補助金の名称が変わりまして、こういう名称になっております。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 ちょっと補足をさせていただきます。

昨年度までは法律の体系上、こぐま園につきましては障害児デイサービスというふうに体系づけられておりました。24年4月から改正がございまして、通所、いわゆる児童の発達支援にかかる通所事業について市町村に一部権限が委譲されてきております。その部分につきましては、こぐま園も含めて児童発達支援事業という事業名称になったということでございます。ちなみに、こちらに計上しておりますのは、あくまでもこぐま園のみの負担金を計上しています。こぐま園以外にこういう施設に通われている方が岬町にもございまして給付を実際に岬町のほうが行っておりますが、その方々についての利用負担金につきましては、施設のほうへ直接お支払いいただくので、この予算の中には計上されてこないということでございます。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 まず、委員会資料4ページの大阪府身体障害者福祉事業等補助金でございますけれども、これにつきましては、身体障害者手帳の診断料等の事務に対する10分の10補助金でございます。

次に、5ページ、節、老人福祉費補助金、介護保険事業費補助金9万4,000円につきましては、社会福祉法人施設に入所なさっております生活保護基準の低所得者の方の減免措置に加えまして、低所得の障害者のホームヘルプサービスの利用料を軽減したときの補助金として本人負担が4分の3、残り4分の1を減免いたしております。この4分の1につきましては、その4分の3を府からの補助金として歳入をする内容となっております。

和田委員長 ほかの方で質疑。ないので中原委員、どうぞ。

中原委員 委員会資料の5ページで質問をさせていただきます。

府支出金の、節3児童福祉費補助金の中でお尋ねいたしますが、子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)とありますけれども、この交付金をいただいての事業の充当先と言うか、そういうものを教えていただきたいと思います。

それから、同じ節の中で一番上にあります乳幼児医療費助成事業費補助金、これについては乳幼児医療費助成事業の拡大に伴って増額されているというふうに見てよいものかど

うか確認したいと思います。

それから、委員会資料6ページの、款18繰入金の中で、深日財産区と多奈川財産区の特別会計繰入金というところについて、繰り入れを行って実施する事業の内容をそれぞれお聞きしておきたいと思います。

和田委員長 萬谷副理事。

萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 子育て支援対策臨時特例交付金、安心こども基金でございしますが、まず、充当先が歳出で出てきます児童福祉総務費内の保育士研修費といたしまして、旅費、使用料及び賃借料負担金及び交付金に充当いたすようになっております。内容といたしましては、保育の質の向上のための研修等の参加費ということでございます。

それと、乳幼児医療費助成事業でございしますが、24年6月までが所得制限がございまして、24年7月から所得制限の廃止ということで、小学校修了前まで、中学校修了前までという分け方でやっております、その所得制限を廃止した部分の国庫補助金の2分の1ということでございます。

また、内容につきましては、平成25年度医療費分といたしまして347万7,019円、食事療養費といたしまして8万7,880円、事務費分といたしまして11万8,800円、審査支払手数料として15万3,767円ということになっております。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 先ほどの乳幼児医療の件なんですけども、乳幼児医療、この7月から後の条例のほうでもご審議いただきますけども、入院については中学生まで拡充いたします。ただ、その部分につきましては、府の補助金の対象年齢にはなっていません。今現在でもなっていない状況にありますので、この部分についての拡充部分については町単独で事業を行うというものでございます。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 6ページ、繰入金、深日財産区特別会計繰入金14万7,000円。内容につきましては、北出・若宮老人憩いの家の備品購入費に充当いたします。理由といたしましては、老人憩いの家におきまして多くの住民の方がいきいきサロン等に集まっておられます。足のご不自由な方等がいらっしやいまして、正座が困難な方が増加しているというご要望がございました。深日財産区から2分の1繰り入れをいたしまして、あと自治区から2分の1経費を負担いただいて、机、椅子などの備品購入費に充当するものでご

ざいます。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 多奈川財産区特別会計繰入金につきましては、多奈川谷川の墓地の改修、法面の改修を行うもので、谷川の墓地を利用されている東、中、西、港、楠木、平野の自治区長から要望がございまして、法面の一部が崩れて、下の墓、それから上の墓とも影響が出てくるということで、その改修工事費700万、それと合わせて設計委託料が50万、合わせて750万円でございます。

中原委員 先ほど説明をいただきました乳幼児医療費の助成制度についてですが、岬町独自で入院について対象を引き上げるということについては、大阪府の年齢の対象には入らないということで、それに対するものではないということでありましたけれども、そういった状況のもとでも対象を広げるという英断については大いに評価しておきたいと思います。

それから、資料6ページの諸収入について1点お尋ねいたします。

節1雑入の中で、生活支援ハウスの利用料という説明の項目がありますが、これについては増額されての予算計上というふうに思うんですけども、この増額の要因について確認しておきたいと思います。1点です。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 6ページ、生活支援ハウス利用料221万7,000円でございます。こちらにつきましては、高齢者の1人暮らしに不安のある方を対象に自立支援を目的に支援ハウスに入所していただくもので、その方の所得に応じた一部負担をいただいているところでございます。20名定員で現在18名の方が入っておられます。23年度に一部利用料の見直しを行いまして、本人負担分、生活保護の方につきましても月4,000円負担いただくという見直しを行いました。25年度につきましては、24年度当初と比べましても増額はしておりません。

和田委員長 いいですか。中原委員。

中原委員 生活支援ハウスの利用料についてですけども、これは増額されたのは24年度からということでしたか。これは負担が強化されたというふうに受けとめて。私はそういうふうを受けとめますけど、実施されている方にとっては適正に見直しを図ったという言葉の説明になるかもわかりませんので、これについてはもう私は負担が強化されたというふうに受けとめるもので、容認はできないというふうに感じているところです。感想にとどめたいと思います。

和田委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出にはいります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を合わせてごらんください。

まず、総務費に入ります。

予算書39ページの目、交通安全対策事業費44ページ、45ページの戸籍住民基本台帳費をごらんください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点お聞きします。

予算書の45ページの戸籍電算化システムセットアップ委託料367万5,000円。

今回このセットアップの初めて予算化していただいていますけれども、これは当然もとのシステムの契約会社があると思いますけれども、その辺の委託先は当然その業者になるのか、それと委託料の算出の根拠というのがあればお教えいただきたいと思います。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 今、委員がおっしゃる戸籍電算化システムセットアップ委託料につきましては、本年5月11日から現在作業を進めております戸籍電算化の稼働を開始する予定でおります。その戸籍の稼働に伴い、戸籍と住民基本台帳のシステムの中の住基情報とのマッチングをする必要がございます。その住基との照合作業の委託料でございます。この戸籍のシステムの中にある本籍と住基にある本籍をマッチングさせるものでございます。それと、本籍欄の住所には何々番地の何々という、「の」が入っております。法務局の指導により、「の」については今現在表記をしないという指導がございます。それに基づいて住基にあるのを全て取り除く作業が入ってまいります。それらを含めて委託をするものでございまして、委託の算出に当たりましては、戸籍数とマッチングをした後の照合を必要とする戸籍数などを算出した上で計上したものでございます。なお、現在住基のシステムについては日立情報が、戸籍システムについては富士ゼロックスが現在行っております。この住基との照合作業等につきましては、現在の住基の委託業者であります日立情報に委託を予定しております。

和田委員長 奥野委員。

奥野委員 今、お聞きしたら照合だけの費用ということになるのでしょうか。別のところに新たに

保管する保管料みたいなそんなのじゃないんですね。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 今、おっしゃっていた別のところに保管というのは、その少し上にございます戸籍副本管理システムというのをございます。東日本大震災を受けまして、戸籍の情報を保管というところで新たに国のほうでその保管のセンターを設けて、そこに戸籍のデータを保管すると。これにつきましては、戸籍の電算化を行っている市町村しかすることができないんですけれども、本年、本町につきましても戸籍の電算化が本年終わりますので、それに伴う作業が可能になったということで、国のほうでは9月を予定しております。そのセンターにつきましては、本町は北海道にあるセンターにこの戸籍のデータを保管するというものでございまして、先ほどの戸籍システムのセットアップ委託料とはまた別のものをございます。

和田委員長 いいですか。ほかにございませんか。

竹内委員。

竹内委員 住民基本台帳の発行はまたふえてるんですか。教えてください。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 住基カードの発行状況でございます。平成15年度から行っておりまして、23年度までの発行累計が556枚。本年24年度の4月から25年の1月末までは35枚という状況でございます。

和田委員長 ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 戸籍の電算化システムについて、お尋ねしたいと思います。

ちょっと後追いになって申しわけないんですけど、この電算化システムについては以前からと言うか、今回5月から電算化を稼働されるということでありましたけれども、1年前に審議していた予算書を見ていると、戸籍情報システムセットアップ委託料とかいうような電算化という言葉ではなくて情報という言葉が入っていたりするような事業費が計上されているんです。それは、今回の電算化に伴うと言うか、電算化を見越して以前から準備していたものというふうに捉えていいものか。その継続性のある、一貫性のある一つの事業を複数年度にわたって準備をしてきたというふうに捉えていいものなのかどうかお聞きしておきたいと思います。

それから、予算書の45ページの節14の使用料及び賃借料のところ、ずっと複写機

についても計上されていたんですけど、来年度は複写機については予算計上がないんですが、これはもう複写機は必要なくなるというふうに捉えていいのか確認しておきたいと思っています。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 本町の、現在は紙で保管をしております戸籍につきましては、府内、また全国的にも戸籍のコンピューター化というのが非常に行われておりまして、大阪府下でも43団体の内、現在稼働中が38団体。作業中が3団体で、残り2団体というような状況になってまいりました。本町につきましても、住民の方が戸籍をとられる、あるいは相続で戸籍を調べられるというような状況で非常に待ち時間と言うんですか、戸籍の発行までの時間が1時間とかを要したり、非常に住民サービスの中でご不便をおかけしているという現状。それと、1人の相続の関係でいきますと、事務量が幾つも戸籍を追いかけていかなければいけないというような状況もございまして、戸籍を電算化しようということ。それと、本人通知制度によって第三者交付の不正な発行を防止するというようなことから戸籍の電算化を進める。予定では昨年度、23年度で業者を決定というようなスケジュールを組んでおりましたけれども、なかなか進まなかったというところございまして、23年度になりますけども、23年12月に選定委員会を設けて、その後、24年度にプロポーザル方式で募集して業者を決定し、いよいよ本年の5月11日に稼働を開始するというところでございます。

予算上、戸籍電算化という名目、あるいは戸籍情報システムという名目ですけれども、当初は戸籍情報システムというようなことでしていたんですけども、このコンピューター化のプロポーザルをする際に選定委員会の中で戸籍電算化システムというような名称で置きかえて作業を進めてきたというものでございまして、内容的には変わりのあるものではございません。

和田委員長 いいですか。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 複写機のリース料につきましては、リース期間が満了したものでございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 戸籍のシステム改修については何となく理解できました。

複写機についてはリース期間が終了したということでありましたが、リース期間が終了してその先はどのように対応されるのでしょうか。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 機械につきましては、引き続き使用するものでございます。

リース期間が満了したということで、リース料の発生がないということでございます。

和田委員長 いいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、総務費の質疑を終わります。

続いて民生費に入ります。

予算書の49ページから62ページをごらんください。

ただし、56ページ、57ページの目、文化センター費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑はございませんか。

鍛冶委員。

鍛冶委員 ちょっと5件ほどあります。

まず初めに、50ページの報償費。そこの成年後見制度利用者、利用支援後見人ですか。岬町で成年後見人を利用されている人が何人いてはるのかというのを参考までにお答え願いたいと思います。

次は、健康ふれあいセンター、56ページです。委託料の13、これは頑張って4,800万円に抑えていただいたということですが、節15の工事請負費、補修が今からどんどん出てくるんじゃないかと思うんですが、25年度は1,759万1,000円ありますけれども、この大まかな内容と、今後、年間どれぐらい発生、起こってみなければわからんですけれども考えられるところ、どのようなものがあるのかどうか。それだけで結構です、とりあえず。成年後見人ね。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 まず、1点目の50ページの報償費、成年後見制度利用支援人報償費。今回100万8,000円の計上をいたしております。

成年後見制度につきましては、精神、知的等、障がい者の権利擁護を図るため、ご本人またはご家族等で申請の困難な方につきまして町長申し立ての対象となるという制度でございます。今年度につきまして障がい者の方で2名予定いたしております、今後、ニーズが高まる可能性が見込まれますので、25年度につきましては増額をさせていただいたものです。障がい者の成年後見につきましては、23年度までの実績はございませんでし

た。

次に、56ページの健康ふれあいセンター工事費でございます。健康ふれあいセンターの改修につきましては、築17年目に入りまして大規模な改修等が今後見込まれるということがございます。今回、計上させていただいておりますのは、健康ふれあいセンターのヒートポンプチラー3台分の更新にかかる改修経費でございます。今回はチラー改修費プラス、プール機械室ドア、こちらの工事費用を計上いたしております。

プール機械室ドアにつきましては、築後、経年劣化によりまして開閉が困難な状態となっております。特に営業に支障はございませんけれども、防火扉であり、塩素剤等の薬品の保管をいたしております、消防署の設備点検で改善指導を受けているものでございまして全面交換をするというものです。

今後の予定ですけれども、チラーの更新を26年度につきましても2台。それから27年度につきましても4台更新を図り、チラーにつきましては全体で11台でございます。現在1台につきましては予備として使用していないという状況もございますので、その分につきましては更新をせずに様子を見ていくということで、最も多く使っているお風呂等の給湯系チラーのほうの能力低下のほうが進んでいる状態でございますので、最も効果的、効率的な改修工事を行っていく必要があると考えていまして、設計から具体的な改修工事の計画、実際の改修工事全般につきましては、専門的な知識や技術が必要となりますので、建築担当課にも支援を依頼しまして進めていきたいと考えております。

金額的には25年度が1,759万1,000円。26年度以降につきましても2期が1,439万円、第3期が1,785万円。これにつきましては、今後建築担当課にも相談いたしましてできるだけ経費的にも圧縮が図れるような方向で考えていきたいと思っております。

和田委員長 鍛冶委員。

鍛冶委員 まず初めの50ページの成年後見人の100万8,000円。聞き漏らしたのか、これは2名の後見人をする人に充てる費用ですか。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 24年度に2名の方を予定いたしております、25年度につきましてはプラス1名の3名分を予定いたしております。

鍛冶委員 費用の充当は。

串山しあわせ創造部副理事 費用の充当につきましては、歳出の成年後見の報償費です。

鍛冶委員 何人おられますの、後見人。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 先ほどの議員ご指摘の成年後見制度の利用支援後見人報償費と申しますのは、いわゆる本来であれば後見人というのは親族の方がなられるのが一番いいんですけども、そういう方がおられない。あるいは他に求めなければならないという方について、障がい者について、町長のほうから申し立てを行うという制度でございます。その申し立てによって後見人が選ばれた方に対して町のほうから報償費をお支払いするという事で、1名33万6,000円で、3名分の100万8,000円を計上させていただいているというものでございます。

鍛冶委員 わかりました。それと先ほどの56ページのピアッツァ5、ふれあいセンターの件ですが、チラーですか。ヒートポンプチラーとおっしゃったのかな。チラーって何ですか。その辺大まかで結構です。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 熱電機器でございます。

鍛冶委員 その辺で結構です。それともう一点いいですか。

和田（勝）委員長 鍛冶委員。

鍛冶委員 55ページの下から3行目の扶助費で、障害者医療費とあるんですけどもこの金額は別にしまして。知りたいのは、今、岬町でこういう障がい者の認定者が何人と。介護の認定者は何人。この概算だけでも教えてもらいたいと思います。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 障害者医療費につきましては、身体、知的障害を持った方のうち重度の方。障害者手帳1、2級の手帳をお持ちの方。プラス重度の知的障害と中度の知的障害で障害者手帳をお持ちの重複の方が対象となっているものでございます。

人数でございますけれども、身体障害者手帳をお持ちの方は全体で856人いらっしゃいます。重度の方につきましては、1級が215人、2級が153人。また、療育手帳をお持ちの方につきましては全体で129人。このうち重度の方が81人、中度の方が30人という状態でございます。

あと、障害程度区分認定を受けられた23年度の実績につきましては、岬町では43件の方が認定を受けております。

あと、介護保険の認定状況ということでございますけれども、25年1月末で1,28

3人の方が認定を受けられております。

和田委員長 鍛冶委員。

鍛冶委員 確認ですけれども、いわゆる障害者手帳を持った人が岬町全体で856人。介護の認定を受けた人が1,283人と、現状ね。わかりました。

和田委員長 ほかにございませんか。

奥野委員。

奥野委員 予算書の53ページのシルバー人材センター活動補助金。これは来年度の新規の分ということで上がっています。そのどういう内訳になるのかお教えいただきたいのと、初年度の3カ年ぐらい補助を出していくということも書いておられるので、その辺3年間この辺の金額が出てくるのかどうか、その辺もお願いいたします。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 シルバー人材センター活動補助金としまして、25年度279万6,000円を計上させていただいております。この補助金につきましては、25年度に設立を予定していますシルバー人材センター事業運営に対しまして、立ち上げ初年度として臨時職員2名分相当額の補助金を計上させていただいたものでございます。シルバー人材センターは現在運営をしていただく対象事業者の公募を行っておりまして、8日が締め切りでございまして、一団体の方が応募いただいております。設立当初に最もエネルギーを要すると考えていますので、町といたしましても、高齢者の社会参加、いきがづくりを支援する目的で円滑な運営が見込まれるまで3カ年の人件費補助を考えております。もちろん補助金ですので、適正な執行がなされるように補助金交付規則に基づきまして適切な助言指導を行ってまいりたいと考えております。

和田委員長 奥野委員。

奥野委員 この人材センターの事務所と言うんですか、そういうものがよそのところへ行くとあると思うんですが、その辺はどうなのかということと。

ちょっと済みません。もうほかに何個か先ほど言うのを忘れましたので。

先ほどの鍛冶さんが質問されたヒートポンプチラーでもう1つ。これはもう一台あったという、どのぐらいの金額だったのかももう一度お答えいただきたいのと、これは給湯だけじゃなくて空調も兼ねる設備なんですか。書類に空調もとちょっと書いておられるんで空調は入っていないのかな。その辺の確認と。

もう1点。58ページの保育所のところで臨時職員賃金が5,806万2,000円。

たくさん上がっていますけれども、これは何人分に相当するものなのかお教えいただきたいと思います。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 まず、シルバー人材センターの事務所の件でございます。今先ほど担当課長のほうから申しましたように、今現在公募中でございます。その公募の中には、若干一般質問でもお答えをさせていただきましたけれども、規模、それとか施設、いわゆる事務所についても、公募された団体さんの考え方を、審査をさせていただくというのを基本的に考えております。事務所についても、一定町のほうも何らかの支援は必要なのかなというふうには考えておりますけれども、今現在のところ、先ほど課長のほうから申しましたように、人件費相当分という形で、町の賃金に置きかえた形の補助金を予算計上させていただいてるところでございます。

それと、チラーにつきましては、いわゆる熱源でございますので、そのチラーによってお湯をわかすという、そういう形のものでございますので、そのチラーによって空調のいわゆる温かい熱とか、そういうのを送り出すという機能はございません。

和田委員長 萬谷副理事。

萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 58ページの臨時職員の賃金のところの5,806万2,000円の内訳でございますけれども、保育所の平日延長・早朝・土曜日保育の保育士がトータル29名分、それと用務員が3名、調理員の平日・土曜で8名、給食の配送が2名、栄養士が1名の合計43名分の賃金でございます。

和田委員長 奥野委員。

奥野委員 ちょっとチラーの1台分の金額、もう一度お願いします。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 今回、3台のチラーの交換を予定いたしております。1台あたりでいきますと単価が高くなりますので、2台セットで替えることによって単価を抑えてるということで、3台の分の平均をしますと、約570万円の形となります。

和田委員長 奥野委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の50ページの社会福祉総務費の中で、節8の報償費と節13の委託料にかかわってお尋ねをしたいと思います。

報償費の中で、障害者相談員報償費という項目が一つございます。それから、委託料の中でも障害者相談事業委託料というのがありまして、事業内容としては、障がい者の相談を受けるという事業かなと思うんですが、実施の形態等について違いがあるのかなと見受けられますので、その違いについてご説明をいただきたいのとあわせて、この委託料の相談者相談事業委託料については、これは新規事業として別にいただいていた資料に記載されていたものかなとお見受けいたしますので、新規事業として実施をする必要性、また事業内容について、委託先も含めてお示しをいただきたいと思います。

それから、予算書の51ページの節19負担金・補助金及び交付金の中でお尋ねをいたしますが、その説明の中でいきますと、下のほうに広域福祉共同処理事務事業負担金というのがありまして、これは以前の議会で出てきた案件にかかわるものかと、権限委譲に伴うものかなと思うんですが、これについては、従前であれば、大阪府が実施していたものを市町村で実施するというに移行されるわけですので、これに伴って財源措置が何かなされるものかどうなのか、財源の内訳についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、その下の障害者地域活動支援センター事業負担金とありますけれども、この事業内容についても確認をしておきたいと思います。

それから、もう1点なんですが、この負担金、補助金及び交付金のところで、来年度の予算書には計上されていないんですけれども、過去のものを見ておきますと、通所サービス利用促進事業補助金という項目がありまして、10万円前後で過去に計上されているものがありまして、ちょっと過去をさかのぼってみると、予算書には書いてなくて、決算書にはあるんですね。そこがちょっと謎だななどに思ってるんですけど、これはたまたまそういうふうになるものかもわかりませんが、この事業がどういった事業であるのか、それから私が見落とししかもわかりませんが、予算書になくて、決算書にあるということが通常のことであるならば、なぜそういった扱いになるのか、そのあたりについてご説明をいただきたいと思います。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 まず、51ページの障害者相談員報償費10万5,000円でございますけれども、これにつきましては、23年度から精神相談員の事務が大阪府から移譲されまして、1名の方に委託をいたしております。24年度から身体プラス知的障害者の方の相談員につきましても、市町村事業に移管されまして、月1,744円の5名分の12カ月分ということで計上いたしております。

続きまして、51ページの委託料で、障害者相談事業委託料110万円でございます。これにつきましては、25年度新規で計上させていただいたもので、現在、阪南市にあります、まつのき園におきまして、障害者相談及び地域活動支援センター事業を委託し、実施をしているところでございます。障害者相談につきましては、地域移行、地域定着の観点から、相談に行かれる方、地域活動センターを利用される方がふえているという状況がございます。阪南市、それからまつのき園とも相談をいたしまして、岬町内において新たに相談事業所を確保するという方向で、現在準備をいたしております。町内の総合支援施設、愛の家においても、24時間相談など、相談支援体制の拡充を図ってまいりたいと考えております。相談事業所を開始するには、大阪府の指定が必要になってまいります。愛の家につきましては、25年度、できるだけ早期に相談支援を開始できるよう準備を行っているところでございます。

次に、障害者地域活動支援センター負担金429万円。これにつきましては、先ほど少しお話をいたしました、まつのき園におきまして、24年度までは相談支援事業費等負担金のところにあわせて計上をしていたものでございます。相談支援事業を委託料のほうに移しましたので、名称を変更いたしまして、引き続き、まつのき園に委託をするものでございます。地域活動支援センターと申しますのは、地域生活支援事業の市町村事業の必須事業の中に位置づけをしております、障がい者の方の社会参加、グループワーク、それから個別のOT、PTさんによる訓練などを行い、早期に地域で活動できるように訓練等を行っていく支援となっております。

続きまして、広域福祉課設置に係る大阪府からの歳入でございますけれども、権限委譲に伴う専門的な10福祉事務につきましては、大阪府からの交付金が歳入を見込んでおります。歳入の額といたしましては346万5,000円で、また泉佐野市に支払う負担金といたしましては、歳出で計上いたしております、負担金額が496万6,000円、差し引きいたしますと、150万円程度の持ち出しがあるということになります。

それから、最後に通所サービス費等事業費補助金でございますけれども、これにつきましては、24年度からは障害福祉サービス費に含まれておりまして、計上はいたしておりません。

和田委員長 中原委員。

中原委員 相談事業について、再度お尋ねをいたします。

報償費のほうと委託料のほうで、内容について説明をいただきました。委託料について

は、町内でのニーズが増加していることに対応するということでもありますので、これは適切に準備を行って、24時間相談ということでもありますので、支援を行っていただきたいと思います。

ちなみにですけれど、報償費の中での説明をちょっと聞き漏らしたんですが、精神の相談員を先に設置していて、その後で、その翌年ですかね、ほかの分野の相談についても相談員を配置するという経緯でしたでしょうかね。この相談員というのは、町にどなたか具体的に相談員がおられるとか、そんなことなんですか。ちょっと相談活動のイメージがわかりませんで、具体的にその相談事業をどのように行われているのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、委託料のところ、24時間相談支援ということでありましたけれども、それについては、訪問しての相談という格好であるのか、何か24時間と聞くと、電話なのかなと思ったりするんですけど、事業の実施内容について、もう少し詳しくお聞きをしておきたいと思います。

それから、広域福祉共同処理事務について、150万円程度、町からの持ち出しに、結果的にはなるということでありましたけれども、私はこのことについては、かねてからこういうことに賛成はできないというふうに申し上げてきたところでもありますし、実際には負担もふやされるということで、ちょっとこれは町にとっては不利益になるのではないのかなというふうに思うんですけど、そのあたりについて、お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 障害者相談員報償費でございますけれども、先ほど身体障害・知的障害者相談員のほうが後からと言いましたけれども、身体障害・知的障害者相談員の方が23年度から、精神の相談員の方が24年度から配置をしております、どういう方かというご質問でしたけれども、当事者のご家族の方、保護者会等の方の中からご本人さんの了解を得て、委託をしているものでございまして、訪問されたり、尋ねてきたり、声かけをしていただいたり身近なところで相談、支援をいただくため配置をしているものでございます。

それから、障害者相談事業委託料でございますけれども、24時間相談につきましては、当然夜間につきましては、携帯電話等で受けていただくということが、まつのき園の現状をお聞きいたしましても多いと聞いておりますし、日中でしたら、障がい者の方、1時間

程度ずっとお話をされるということもあるということも聞いております。ですから、いつでも不安になられたときに相談をする場所が町内の身近な場所にあるということは、大変障がい者の方にとっては心強いと考えておりまして、来所、電話での相談家庭訪問などいろいろな形で相談対応に拡充をしていきたいと考えております。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 広域福祉課の共同処理の件でございますが、先ほど課長のほうから申しましたように、実質的には150万円ほどの費用がかかってくるのかなというふうに考えております。ただ、今度広域で処理をいたします社会福祉法人等の認可とか、そういう10事業につきましては、非常に専門的な分野でございまして、今の現行職員の中ではなかなか受けづらい、またそれを受けるとなると、必要な人員を配置する必要が出てくるということもございまして、それらの費用を端的に1人の人件費と比べた場合でも、150万円は低い額になっているのかなと考えております。

和田委員長 中原委員。

中原委員 相談事業については、新たに立ち上げる事業についてのイメージなんですけれど、これは何というか、相談者に応じて、多様であるというふうに受けとめていいんでしょうか。今の説明の中ですと、夜間は電話、日中についてはいろいろ説明がありまして、電話や訪問といったようなことがありましたけれども、その方に応じていろんな形の必要な対応を行ってくというイメージでいいのかどうか、もう少しお聞きをしておきたいと思えます。

それから、広域福祉共同処理の問題で、今説明がありましたけれども、これはもともとは、私の思いはですよ、もともとは岬町が直接になっていなかったものであって、なりましたでしょうかね。専門的なものということになりますので、これは移行せざるを得ない状況に岬町が追い込まれて、負担もふえたというふうに私は捉えてるんですけども、ちょっと首をかしげておられたので、もしもお考えがあったら、お聞かせをいただきたいと思えます。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 まず、相談の件でございます。相談については、委員が多分おっしゃられてるのは、訪問のみかという問いかなと思うんですけども、まずは訪問に限らず、電話でもいいですよということで、多様性を持った相談体系になっているというのが一つ。

それと、広域福祉の部分につきましては、非常に専門性が高くて、岬町もそうなんですけども、特に小さな、小規模な団体については、そのノウハウ等についても乏しいところ

がございますので、それらも含めて、また件数的なものもありますので、それらを広域的に処理をすることによって、効率性を見出していくということでございます、これを、先ほども申しましたけども、一つの自治体が抱えてするには専門的な知識の習得、それと、それに伴う人員の配置が必要になってくるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

和田委員長 中原委員。

中原委員 広域処理のことについてですけど、どうして岬町が、以前から岬町がこれは担っていた事業だったのでしょうか。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 保育所の認可とか、そういう一部の部分については、先に権限委譲を受けておりましたけれども、社会福祉法人等の部分については、新たに権限委譲をされてくるという部分もございまして、一概に全部が今回権限委譲によっておてくるというものはございません。

和田委員長 中原委員。

中原委員 それだから私は納得いかないと申し上げてるんですけどね。ここはもう余り議論しても、溝が余り埋まる気がしないので、もう結構です。

予算書の53ページ、ここは老人福祉費にかかわるところでありますけれども、節7の賃金で、臨時職員賃金というのがありまして、これは1名分という感じかなと思うんですが、金額からいきますとね、そういう印象を受けるんですけども、これは以前と人員的には変わらない配置でしたでしょうかね。新たに設けられたもののような気がしております、この賃金、お一人ならお一人の配置の経緯について確認をしておきたいと思います。

それから、節11の需用費の消耗品費と節12の役務費の通信運搬費についてですが、この内容について確認をしておきたいと思います。今申し上げた消耗品費と通信運搬費にかかわっては、例年必要なものにプラスしたものが来年度計画されているようでしたら、それについてもお示しをいただきたいと思います。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 まず、53ページの臨時職員賃金、254万8,000円でございますけれども、これにつきましては、今回新規で上げさせていただいたものでございます。10分の10の交付金を活用いたしまして、介護給付費適正化事業を行う予定にいたしております、専任の職員を雇用いたしまして、介護認定とケアプランの突合と介護給付費

に係る適正なものかどうかを客観性と整合性を駆使してチェックを行っていくという事業を新規として取り組む、そのための人件費でございます。

それから、次にその下の消耗品費、それから通信運搬費でございますが、消耗品費につきましては、今回新たに計上させていただいているものがございまして、これにつきましては、認知症等高齢者徘徊時支援ネットワーク事業に取り組むための必要な用紙、徘徊される方の靴に張る反射シール等、そういった消耗品費にあてたいと考えております。

それから、通信運搬費につきましても、新たな項目を計上させていただいております。これにつきましては、徘徊時高齢者の方のネットワークを整備したときに、ファクス等で関係機関等に周知を図る通信料、関係機関との打ち合わせ会議等連絡のための役務費として計上させていただいております。

和田委員長 中原委員。

中原委員 臨時職員賃金についてご説明をいただきました。その下のところで、節13の委託料の中で、ケアプランチェック事業委託料という項目がありましたけれども、この事業にこの臨時職員の方に当たっていただくということなんでしょうか。このケアプランチェック事業委託料というのは、ちょっと初めて目にしましたので、その事業内容について確認をさせていただきたいと思います。

それから、ただいま説明を受けました、消耗品費と通信運搬費における予算計上において、認知症の方への徘徊に対応するという事業で、これは町長の町政運営方針の中でも述べられておりますけれども、新しい事業だと思うんですね。認知症等徘徊SOSネットワーク事業という名前のものかなと思うんですが、この事業の内容について少し確認をさせていただきたいと思います。これは必要な事業というふうに認めるものでありまして、町内放送等で時折どういった方が行方不明になられているというような放送を耳にしたりもしますし、非常に心配な問題でもありますので、必要な事業だと認めるものでありますけれども、この事業の内容、取り組みについて具体的にお示しをいただいて、確認させていただきたいと思います。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 まず、53ページのケアプランチェック委託料33万4,000円でございますけれども、この事業につきましては、23年度から行っております。これは、大阪府介護支援専門員協会に委託をいたしまして、町内の全ケアマネジャーさんのケアプランを一部ずつ出していただきまして、ケアマネジメントが適切かどうか集団及び個別指

導で、より質の高いケアプラン作成をしていただくための委託料でございまして、先ほど申しました介護給付費適正化事業、ここにつく人件費とは別のものがございます。

それから、もう1点、岬町認知症等徘徊SOSネットワーク事業の概要についてご説明をさせていただきます。この事業につきましては、高齢化率の高い岬町におきまして、認知症に罹患していらっしゃる方が、国の推計によりますと500人程度いらっしゃるのではないかと考えておりまして、中でも徘徊されるという場合には、ご家族の方も大変ご心配をされますし、生命等の不安もあるということで、大阪府下でもネットワークを整備しているところが多くなっている状況でございます。岬町におきましても高齢福祉課、それからまちづくり戦略室危機管理担当とも連携を図りながら、まず徘徊のおそれのある高齢者について事前に把握をし、事前に登録をしていただきます。また、関係機関、これにつきましては介護保険事業所や民生委員児童委員協議会、またご協力をいただけるのであれば自治区長会等も考えているところですので、事前にどのような協力をしていただけるのか、関係機関からも事前の登録をいただきます。徘徊が発生した場合におきまして、ご家族さんが警察のほうに捜索願を出された後、まちのこのネットワークのほうに必要な情報をお寄せいただきまして、外部に情報提供してもいい内容であるかどうかというものを確認した上で、関係機関、ネットワークにファクスで送信をさせていただいて、できるだけ多くの関係機関の中で早期発見につないでいくという事業となっております。ただ、課題といたしましては、やはり岬町におきましても、他市町からも行方不明の事案というファクス等が最近よく入るようになっております。徘徊のある方というのは、足腰の丈夫な方が多く、行動範囲も広いということもありまして、町内に限らず、広域的なネットワークを広げていくことも考えていきたいと思っております。

和田委員長 中原委員。

中原委員 今、ケアプランチェック事業の委託料について、23年度から実施ということでしたかね。でも、これは毎年のように、24年度についても予算を計上して、実施してこられたということでよろしかったでしょうかというのが1点目。

本当は、その前に言わなければならなかった、先ほどの認知症の方の徘徊に対する対応ですね。これについては、個人情報等、いろいろ慎重に扱わなければならない内容も含まれると思いますけれども、やはり地域のコミュニティを形成していくということにおいても、非常に必要な事業だと思いますので、大変なことかとは思いますが、努力して行っていただきたいと思っております。

聞きたかったのは、ケアプランチェックのことなんですけど、ちょっと私がどうして予算書によろしく見つけなかったのかなと思って、どこに載ってるのかわからなくて、それをちょっと説明していただけるとありがたいです。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 ケアプランチェック事業委託料につきましては、地域福祉子育て支援交付金介護保険特別枠10分の10事業を活用いたしまして行ったもので、どちらも補正対応でさせていただいたものです。今回、25年度につきましては、同じく補助金を申請していく予定にしております、当初予算に計上をさせていただきました。

和田委員長 中原委員。

中原委員 理解できました。

それから、今回の予算にちょっと見受けられない事業なんですけれど、以前、軽度生活援助事業委託料というのがあったんですけど、ちょっと今回は私がうまく見つけられないのか、よくわからないんですけど、あと事業名が変わっているとか、何かそのあたりの事情があるのかもわからないんですけど、事業がなくなってしまったのか、ご説明をいただきたいと思います。以前は、委託料の中にこの事業が10万円程度で入っていたと思うんですね。このことについて確認をさせていただきたいと思います。

それから、もう一つ、予算書の55ページですが、老人医療助成費の中で、節28の繰出金とありますけれども、この中の後期高齢者医療特別会計繰出金が、これは減額計上されているように見受けられたんですけども、その要因等が何かありましたら、お聞きしておきたいと思います。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 まず1点目の軽度生活援助委託料でございます。この事業につきましては、今年度まで社協に委託をいたしまして、65歳以上のひとり暮らしや高齢者の方を対象に、おむつや介護用品の配達をする事業ということで計上しております、25年度につきましては、介護特会で家族介護継続支援事業というのがございます。こちらでは、社協に委託して、紙おむつそのものを配布する事業で、配送が一般会計、紙おむつの給付が特会ということで、分かれて計上しておりましたけれども、町の負担的にも歳入の見込みがある特会のほうに移しまして、事業そのものについては、全く同じ状況で継続して行います。予算計上が一般から特会に移したということで、ご理解をいただきたいと思いません。

和田委員長 岸本課長。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 老人医療助成費の28繰出金のところで、後期高齢者医療特別会計繰出金の金額が減っているということでございますが、この内容につきましては、後期高齢システムの保守代を今まで一般会計から繰り出して、特別会計で受け入れて、特別会計で支出をしておりましたが、今年度より一般会計のほうで支出をするので、減額しております。

和田委員長 中原委員。

中原委員 予算書の56ページ健康ふれあいセンター費にかかわってお尋ねをいたします。

行財政改革の計画に基づいて、公衆浴場の利用が一部縮小されたという経緯がありましたので、利用者数について確認をしておきたいと思います。この問題については、当時は完全に公衆浴場を閉鎖するという計画が出されましたので、そこからいきますと、一部については利用が継続されているということで、その努力については評価するものでありますけれども、以前確認したところ、利用者が減っているということがありましたので、その後については、利用者はいかがか確認をしておきたいと思います。

それから、57ページの児童福祉費、児童福祉総務費の中で、一番初めに給料というところがありまして、ここは一般職員3人というふうに書かれておりますので、1人減ることになるのかなというふうに思いまして、もしも来年度から1人減ることになれば、抱えているさまざまな事業や実務について弊害がないのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

あわせて、58ページの子2児童福祉施設費についても確認をしたいんですけども、ここでのお給料についても、一般職給27人ということで、これも1人減ることになるのかなというふうに思うんです。これについても、これは保育士の方々のお給料ということになるかと思えますけれども、1人減ることに伴う混乱等はないのか、これは必要な保育士数等がきちんと確保されるということになるのかどうか、確認をしておきたいと思います。

保育所のことについては、先ほど臨時職員賃金についての質疑がありましたけれども、あわせて臨時職員についても、必要な分が配置されていると、配置する予定だというふうを受けとめていいのかどうか、あわせてお聞きしておきたいと思います。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 健康ふれあいセンターのおふろの入場者の状況でございますけれども、

23年10月から、2時間の短縮を行ったものでございまして、23年度と24年度を比較いたしますと、おふろにつきましては、約1万人の入場者減がございました。正確な人数につきましては、後ほどお答えさせていただきます。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 まず、人件費のことです。まず、57ページの児童福祉総務費の人件費、給料のところでは25年度が3人、24年度当初予算は4人という形で計上させていただいていたと思います。24年度につきましては、その当時の見込みでつくっておりますので、その当時4人であって、24年度、今現行が3人です。その現行に合わせて予算を計上させていただいているというところでございます。

それと、児童福祉施設費のほうの人件費につきましては、24年度が28人、たしか25年度が27人で、1名減になっております。これにつきましては、24年度で調理員が1名退職をすることによる減でございまして、その部分につきましては、臨時職員対応という形で、予算上、臨時職員で計上させていただいているところでございます。

それと、保育所の臨時職員につきましては、当然、国の基準であります児童数に応じた職員配置を行うとともに、職員の休暇とか休憩時間に対応するための、フリーの保育士と呼んでおりますけれども、そういう保育士についても措置をしておりますし、また障がいとかの課題のある子どもさんについても、加配については従来どおりの形で配置をしております。配置につきましては、問題はなくいけるのかなと考えておるところでございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 予算書の59ページの児童福祉施設費の中で、節13委託料について1点お尋ねをいたします。

調理室排水施設清掃委託料とありますけれども、これはどこの調理室で、排水施設を清掃してもらうということだと思っておりますけど、どこの場所で実施していただいている事業なのか確認をしたいと思っております。

それから、予算書の16ページの乳幼児医療費についてお尋ねをいたします。これは、入院医療については、中学生までの対象拡大ということで、増額を見込んでいるということで、これは大変結構なことかと思っておりますけれども、通院医療についても、従前から申し上げておりましたが、対象の拡大を行っていくべきだというふうに思いますので、この通院医療についても拡大をぜひご検討いただきたいと思います。このことについてのお考えをお聞きしておきたいと思っております。

和田委員長 萬谷副理事。

萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 まず1点目の委託料でございますが、調理室排水施設清掃委託料ということで、この部分につきましては、緑ヶ丘保育所調理室の排水管がつまりますので、その解消の清掃委託料でございます。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 まず、乳幼児医療につきましては、25年7月から入院について中学校まで拡充を予定しているところでございます。さきの代表質問のお答えとかぶるかもわかりませんが、これまで非常に乳幼児医療につきましては、岬町については、大阪府下市町村と比べてちょっと出おくれぎみなところがあって、特に通院につきましては取り組みが一番遅くなってたということもあって、それらを踏まえながら随時改正をして、大阪府の一番多い団体のところまで来たかなというところでございます。ただ、その通院医療、入院医療もあわせて、今後さらなる一層の子育て支援の充実のために拡充を検討したんですけども、何分、医療費につきましては多額の費用を要しますし、しかも義務的経費であって、毎年度出ていく、しかも自然増加も見込まれるということもあって、二つ同時に拡充というのは今の財政状況から見ると、非常に厳しいものがあるということで、検討した結果、今回入院の部分中学校まで拡充をさせていただくというところなんです。通院医療につきましても、今後財政状況も考慮しながら、財政に与える影響を考えて検討を続けていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 健康ふれあいセンターの利用者数の正確な数値をお答えさせていただきます。22年度がおふろの年間利用者数が7万2,136人でした。23年度につきましては6万2,283人で、約1万人の減が認められております。ちなみに、プールにつきましては、22年度が2万4,769人で、23年度が2万6,619人で、2,000人ほど増加しているところでございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 今のおふろについての利用者数は、何か紙に書いたものがあれば、後でいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

先ほどの調理室排水施設清掃委託料ですけれども、答弁の中で、緑ヶ丘の調理室の排水管が詰まるとお答えをいただきました。古い施設ですので、いろんなところに手当が必要になってくるということは十分考えられるんですけども、詰まるということであれば、

抜本的な何か対策が必要な状況になっているのじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりについて現状はいかがか、お聞きしておきたいと思います。

それから、乳幼児医療費のことについてお聞かせをいただきました。説明の中で、自然増加という言葉がありまして、私は子ども、というか出生者数は、どちらかというところ減少傾向にあるかなというふうに感じているのですけれど、自然増加ということの答えの根拠を確認しておきたいなと思います。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 自然増加と申しますのは、人口的なものではなくて、私が意図したのは、医療費改定とか診療報酬改定のことをごさいます、3年に一度診療報酬改定が行われるということもあって、その改定いかんではその影響を大きく受けてくるであろうということをごさいますので、ご理解いただきたいと思います。

和田委員長 萬谷副理事。

萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 緑ヶ丘保育所の給食施設の排水管でございまして、委員ご指摘のとおり、確かにもう老朽化をしております、給食の中で油ものを使う以上、どうしても水洗いした場合に油が残るということで、毎年、年に1回清掃並びに排水管の中をバキュームカーといいますか、ダンパーといいますか、それによって吸引等を実施して、延命処置を図っていきなというように思っております。

和田委員長 中原委員。

中原委員 乳幼児医療費のことについて、自然増加についてのお考えをお聞きしましたけれども、確かに医療費の報酬改定というのは行われますけれども、私のこれまでの医療費の報酬改定を、私が見ているの受けとめ方なんですけれども、必要な分が満たされていない部分が多くあると思ってるんですね。そういうふうに私は受けとめてるんです。今後の医療費改定というのは不透明な部分がありますのでわかりませんが、余り大幅に伸びる形での改定が行われるというふうな見通しは、私は持ってないんですよ。かつ、児童生徒の数については徐々に減少していく傾向が今ありますから、そういう意味では、自然増というのはちょっと当たらないかなと私自身は感じたんですけれども、今後さらなる拡充を検討も一度していただいたということでもありますので、今後の前向きな検討に期待をしたいと思えます。

和田委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

田島議長。

田島議長 先ほど委員からの私語の指摘があったんですけども、一応状況報告しておきます。実は、私語でなくて、先ほど議会事務局に一般住民の方が傍聴されてましたので、事務局での傍聴は遠慮してくれということで、退去するよう指示してまいりました。かなり立腹したようですけども、やはり傍聴は、下にも傍聴席がございますので、ということで、事務局内に無断立ち入りしたということですので、議長として指摘して退去させましたが、えらい申しわけないです。私語じゃございませんので、副議長と協議してましたので。ありがとうございます。

和田委員長 皆さんにお諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 暫時休憩をいたします。

再開は13時をお願いします。

(午後 0時05分休憩)

(午後 1時00分再開)

和田委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

続いて、衛生費に入ります。予算書62ページから70ページをごらんください。ただし、63ページの目、保健衛生総務費及び64ページの目、環境衛生費のうち土木下水道課に係るものは、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑に入ります。質疑ございませんか。62ページから70ページ。

竹内委員。

竹内委員 何点か。64、65にかけて、いつも聞くんですけども、行旅死亡人の処理というのがあるんですけども、24年度にあったのか。8の報償費と13の委託料。行旅死亡人の供養料1万円、行旅死亡人の処理額、これちょっと24年度あったのかどうかというのの1点と、それと66ページの自然海浜の分の13の委託料、ごみ収集委託77万4,000円、それと、その次の下の不法投棄ごみ収集委託料37万5,000円、淡輪の青少年の森のほうへ上がっていく、あの道筋に一応カメラ設置と書いて、カメラを設置しているので、

あの辺のところはないと思うんですけども、これ、自然海浜海岸、自然海岸のところの分で、カメラの設置とか、そういうようなことは考えてないのかどうかというのを2点目と、もう1点、保健センターはいけるんやな。13の委託料、アスベストの気中の濃度というの、これはまだ保健センターのところの中でアスベストを使ってるところがあるのかどうかというの、それを教えてください。3点です。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず1点目の行旅死亡人の件でございますが、平成24年度につきましては、該当者はございませんでした。

それから、66ページの自然海浜のところでございます。ごみの収集委託料と不法投棄の件なんですけども、カメラにつきましては、5年ほど前でしたか、設置はいたしておりましたけども、この自然海浜のところでは、設置しておらず、また、今のところあらたな設置の予定はございません。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 3点目のアスベスト気中濃度測定委託料4万8,000円を計上しております。この件につきましては、保健センター2階の天井裏鉄骨部分にクリソタイルという成分で、基準値が1%から0.1%、10倍に厳しくなったことによるもので、異常はございませんけれども、年1回の気中濃度の測定が必要となったものでございます。

和田委員長 竹内委員。

竹内委員 二つ目の不法投棄のごみの収集なんですけども、これは要するに、自然海岸というのは長松ですか、小島とかその辺ですか。どこのところのごみの不法投棄が多いんですか。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 自然海浜のところに計上しておりますごみの収集委託料につきましては、長松の岬海岸番川線にトイレが真ん中ぐらいにございます。あそこからみさき公園の水族館の入り口のところまでが自然海浜となっております、その間のものと、小島の自然海岸の箇所のごみの収集委託料でございます。

それと、不法投棄につきましては、その自然海浜のところとあわせまして、他に町内を出てきた不法投棄など、タイヤとかいうようなものも収集を、ここで経費を計上しております。

和田委員長 ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の63ページの節13委託料の中で、妊婦一般健康診査委託料とありまして、これについては拡充が図られるというふうに聞いておりますので、その拡充の内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、その下の節19負担金、補助及び交付金の中で、母子健康診査受診者負担補助金というのがありますけれども、増額傾向にあるようですので、その要因等がありましたら、お示しをいただきたいと思います。

同じく63ページの目2予備費の中で、節8報償費、各種予防接種医師及び看護師報償費とありまして、これはBCGとかポリオとかの集団接種にかかわるものだというふうに以前確認をさせていただいておりますが、若干減額傾向にあるようですので、何か理由がありましたら、お聞きをしておきたいと思います。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 まず1点目、妊婦健康診査委託料の拡充部分について、25年度からエコー検査5,300円の3回分を追加いたしまして、お1人当たり5万8,690円から7万4,590円に拡充をいたしております。

それから2点目、その下の母子健康診査負担金121万円でございますけれども、これにつきましては里帰り分娩、また和歌山市での妊婦健診等、契約外で受診された方への償還払いとして計上しているものでございまして、妊婦健診の拡充に伴いまして、1人当たりの単価が上がっておりますので、増額をいたしております。

3点目、報償費、各種予防接種、医師・看護師報償費の減額でございますけれども、BCGとポリオにつきましては集団接種で現在実施をしていたところですが、ポリオにつきましては、今年度より個別接種に移行いたしまして、生ワクチンから不活化ワクチンに変更いたしました。そのため、25年度につきましてはBCGの集団接種、それともう1点、ずっと以前よりジフテリア・破傷風、小学校6年生の2種混合につきましても夏休み中、集団接種を行っておりますので、ポリオが個別に移行したことによる減額でございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 1点目の妊婦検診の拡充についてですけれども、これについても健康な出産ということで、必要な拡充というふうに評価をしたいと思いますが、ちょっと詳細の確認なんですけれども、今年度においては、1人当たり5万8,690円であったところを、エコー検査3回分を増額をして、1人当たり7万4,590円とおっしゃったかなと思うんですが、ちょっと今年度の内容について確認をさせていただきたいんですけれども、今から私が言う

ことで、間違っていないかを聞くんですけども、1回当たり3,500円の検診料掛ける14回分ということで、4万9,000円を基本にして、その上にエコー1回とクラミジア検査の二つを追加して、上乗せをして、1人当たり5万8,690円という計算になっているというのが現在の状況であるかどうか、確認をさせていただきます。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 今年度、妊婦健康診査委託料の1人当たりですが、中原委員がおっしゃいましたように、3,500円券の14回分、それからエコー検査5,300円の1回分、そしてクラミジア検査2,100円、それからHTLV-1抗体検査費用、つまりヒト白血病ウイルス抗体検査というのが2,290円でございます。来年度から5,300円のエコー検査3回分を追加いたしますので、7万4,590円でございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 妊婦検診の拡充には大賛成ですので、今後も引き続いて充実させるように努力をしていただきたいと思います。

予算書の65ページですが、目4の火葬場費の節15工事請負費、ここにある墓地改修工事というのは、午前中お聞きをした多奈川谷川墓地のことを指すのかということを確認させていただきます。

それから、66ページの、これは保険事業費の節13の委託料についてお聞きをします。検診について、翌年度において、これも政策上、拡充をするということを知っておりますけれども、どのように拡充をされるのか、その内容を確認したいと思います。

それから、同じ66ページの目9自然海浜保全対策費の中で、この66ページの一番下にあります、ごみ収集委託料についてお聞きをしますが、ごみ量がふえているということになっているのか、ごみの量についてはいかがか、お聞きしておきたいと思います。このごみ収集については、不法投棄ごみと別々にされているということは、この一番上のごみ収集委託料については、どういったごみを指しているのか、確認をしたいと思います。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 1点目の65ページの工事請負費の墓地でございますが、多奈川谷川の墓地の改修の分でございます。

それから、66ページの自然海浜のごみの収集委託料の増でございますが、本年の3月まで、今現在、海岸線工事中で通行どめとなっておりますけれども、4月以降開通で、通常どおりの通行ができるということになりますので、今までごみの収集で回数を減らして

いた分、その分通常どおりということで、例年の予算を計上しております。なお、この中には、美化行動の日の清掃の分も含んでおります。

ごみの種類ですけれども、長松の自然海浜につきましては、ボランティアの方が4団体ございます。その方たちが収集したごみを道の上にほうり上げているんですけれども、それを週2回収集をしてるというものでございます。

それと、不法投棄につきましては別に計上しております、あわせて、これも週2回ですけれども、ずっと海岸線を通りまして、不法投棄として上げてきた、海岸から上げたごみ、あるいは番川線に放置されている不法投棄物の回収をしております。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 2点目の保健事業の委託料の検診の拡充についてお答えいたします。

がん検診につきましては、受診率がなかなか上がらないという課題がございます。特定検診では一部自己負担を引き下げて、今年度、受診率が上昇傾向にあるということを知っておりまして、がん検診につきましても、25年度から一部自己負担金の大幅な引き下げを予定しております。個別検診につきましては、胃がん検診3,300円から2,000円に、大腸がんについては400円から300円に、子宮頸がん検診については1,600円から500円に、頸がん、体がんの両方の検診については、2,000円のところを1,000円に、また集団検診につきましても受けやすいように引き下げを行っております。胃がん検診は800円から500円に、子宮頸がん検診については800円から500円に、乳がん検診についても1方向1,000円から500円に、2方向は1,300円から1,000円にということです。あわせて、大腸がん、子宮がん、乳がん検診につきましては無料クーポン検診を、節目の年齢の方には個別通知を行いますし、またさらに未受診の方にも個別通知を行って、受診率の向上に努めていきたいと考えております。

和田委員長 中原委員。

中原委員 検診について、自己負担を引き下げるということで、これは大変結構なことだと思います。やはり早期発見、早期治療ということにつながると思いますので、これは歓迎されることだと思います。

それで、検診のことなんですけれども、ちょっと何と言ったらいいのか、資料の見方の問題で、予算書と一緒にこういう当初予算案の概要のホチキスでとめた資料をいただいているんですが、その6ページのところに、施策の項目、事業名、内容、予算額等記されてお

りまして、これは主要な施策について、町が行っていかようとしている事業について把握できるものとして見せていただいているんですけども、その6ページのところに、がん検診などの保険事業というふうにあります。どこかわかりますか。それで、そこに書かれている予算額と予算書に書かれている予算額にずれがあるんですけど、それはどのように捉えたらいいのか。別のところの事業の予算額が示されているのか、ちょっと予算書との対比の仕方、見方の問題ですけども、ちょっと理解ができないところがあるので、見方についてご説明をいただきたいと思います。

それから、先ほど自然海浜の保全対策費のところでお答えをいただきましたが、一番上のごみ収集委託料については、ごみ量はふえてはいないというふうに理解していいのかどうか、再度確認をさせていただきたいと思います。

それから、同じ節13委託料の中で、小島の自然海浜清掃業務委託料というのがありますけれども、以前小島と銘打った委託料はちょっと見受けられなくて、私が探し切れなかっただけかもわかりませんが、小島に特化したものは以前からあったのかどうかということと、それから清掃委託料という名前では以前は説明の中に事業名が書かれていたもので、もしかしたら以前、清掃委託料という名前になっていたものが小島自然海浜清掃業務委託料という名前になったのか、そのあたりについて確認をさせていただきたいと思います。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 自然海浜のごみの量でございますけれども、自然海浜のところには漂着ごみといわれる、流れ着いてくるごみというのが非常に多うございます。海が荒れた場合などは、かなり漂着ごみがありまして、その中にはプラスチックごみであるとか、缶とか、びんとか、いろんなものが打ち上がりまして、それをボランティアの方がずっと手で拾っていただいて、上へ上げていただいているというような状況でして、ごみの量としては、大体1回で、数カ所に清掃したものを置いていくんですけども、大体45リットルの袋で三、四個ぐらい、それが大体週に2回、3回ぐらいございますので、ごみの量としては、そんなには増減はないんですけども、やっぱり流れ着くものが大きな大木であったりもしますので、重さでいくと、若干ふえてるかもわからないですけども、量としては、かさとしてはそんなには増減はないのかなと思っております。

それから、小島の委託料でございますけれども、これは以前からもうずっと予算は計上しております。ただ、名称につきましては、清掃ですので、清掃とあわせて、その箇所

の収集も行っております。年に3回行っております、西のちょうど入り口、古港のところから入って、美化センターの裏をずっと通って、小島の前のホテルのあった、あの辺までが小島の自然海浜として指定されている箇所でございます、その箇所の清掃を行っておるものでございまして、名称は小島自然海浜清掃業務委託料と、今はこうなってますけども、やってる内容としては、以前から変わっておりません。

和田委員長 中原委員。

中原委員 お答えを待っている間に、もう少しお聞きするんですが、今自然海浜のごみの問題や清掃のことについてお聞きしているんですけど、先ほどもごみのことについて質疑がありました。それで、ちょっと場所についてお聞きするんですけど、委託料の中の一番下の不法投棄ごみの収集委託料については、先ほどの説明だと、長松と小島と両方ともおっしゃってましたかね。以前、私、お聞きしたときは、長松のだけだったんですね、そのときはね。だから、来年度からこれは変わるということなのか、どういったことなのか、場所の確認をしておきたいと思います。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 不法投棄ごみの委託料の場所につきましては、長松自然海浜のところ、これは以前からは変わっておりません。それとあわせて、小島については不法投棄もあわせて収集をしておりますので、これは小島の清掃業務の中に含んでおります。そのほかに、町内の不法投棄のごみの収集というのもここに計上をしておりますので、自然海浜とあわせて計上しているという実情でございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 再度確認をしますが、そうしますと、この自然海浜保全対策費の節13の委託料の中にある不法投棄ごみ収集委託料については、長松自然海浜の清掃で出た不法投棄とあわせて、ほかの場所でも全町的に出た不法投棄のごみも一緒に処理するということになってるんでしょうか。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 今、中原委員おっしゃるとおりでございます。

和田委員長 奥野委員。

奥野委員 2点お聞きします。68ページの11の需用費で、修繕費4,832万7,000円、これの修繕内容と、もう一つ69ページで、し尿処理費の、ここも需用費で修繕料3,017万5,000円、これの修繕内容をお教えてください。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず1点目の68ページの需用費の修繕料でございますが、ごみの焼却場の定期検査の費用、それからごみの処理場に引き込んでいる電柱の補強工事、その他、車両の車検代等でございます。

それから、し尿の修繕でございますが、し尿処理施設の定期点検の費用、それと軽四のバキュームカーがございますが、そのバキュームカーの車検費用、それとし尿処理施設の給水管が非常に老朽化して、漏水している箇所がございますので、その布設替えの費用でございます。

和田委員長 奥野委員。

奥野委員 定期検査でこんなに高く要るものかなと、今聞いてて言うんですが、要るものは要るんでしょうけど。車検とかも入っているようですが、その内訳として、検査だけでどれぐらいの金額になりますか。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 ごみの処理施設に係ります定検費用につきましては、前年と同額の4,701万9,000円でございます。その他、車両の修繕、車検費用等でございます。し尿につきましては、し尿処理場の定期点検費用が2,940万円、バキュームカーで11万3,000円、あと水道の施設の給水管の布設替えで66万2,000円というような内訳でございます。

ごみ処理施設の点検費用につきましては、10月と3月のいう2回行っております。

和田委員長 中原委員。

中原委員 予算書の68ページの節13委託料にかかわってお聞きをいたします。

ごみ収集委託料が計上されているんですけれども、家庭系のごみ量の排出の大まかな増減について確認をさせていただきたいと思います。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 年間のごみの収集量でございますが、一般の家庭ごみでいきますと、平成22年度では4,506トン、平成23年度では4,546トン、この24年度の見込みですけれども、4,605トン程度、前年度と比較しますと、1.3%ほど増加するかなというような状況でございます。一方で、粗大ごみあるいは資源ごみなどについて、粗大ごみにつきましては減っております。前年度に一斉に不燃ごみの回収があった関係もございまして、22年度と比較しますと減少しております。また、資源ごみ、空

缶、空びん、ペットボトル、プラごみなどの資源ごみにつきましては、前年度と比較しますと、24年度では1.3%程度増加するのではないかという見込みを立てております。

和田委員長 中原委員。

中原委員 ただいまごみの収集量についてお示しをいただきましたが、以前から国が示している目標に対する達成度についてはいかがでしょうか。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 ただいま申しあげました家庭ごみ、それから可燃ごみ、資源ごみ含めてですけれども、国が提唱しております家庭ごみ、1人1日当たりごみ排出量、粗大ごみ、資源ごみ全て合わせた1人当たりの排出量については、対12年度ですけれども、23年度では22.6%のマイナス、24年度については22.3%のマイナスとなるだろうという見込みでございます。また、不燃ごみを含んで資源ごみを除く家庭系ごみ、1人1日当たりの排出量につきましては、平成23年度、これも対12年度ですけれども、22.5%のマイナス、24年度では22.1%のマイナスということで、いずれも、環境省が提唱する27年度まで、マイナス20%という数値目標についてはクリアをいたしております。

和田委員長 いいですか。

ほかに、ございませんか。

竹内委員。

竹内委員 先ほど、車検とか、修繕料と、車検とか、車の借り上げとか書いてるんですけど、その一番下の、69ページの一番上の、使用料及び賃貸料のところに車両借り上げ料299万7,000円とあるんですけど、この車両は一体何ですかね。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 修繕料に計上しております、車につきましては、美化センターで使用しております、軽四の自動車、それと、車検の4トンのダンプでございます。それで、この借り上げています車については、今、申しあげた4トンダンプのリース料でございます。車両についてはリースをしております、その維持経費につきましては修繕料で計上しております。4トンダンプにつきましては、フェニックスへの灰と燃えがらの搬送で使用しております。

和田委員長 いいですか。

竹内委員。

竹内委員 1台、何台。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 1台でございます。

竹内委員 1台、300万。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 そうです。この4トンダンプにつきましては、通常の荷台では、灰を積んで運ぶことができませんので、後ろの荷台を舟形に改造をしております。それで、通常の4トンのダンプの購入よりも経費が高くなっておりますので、一応、5年リースで借り上げています。

和田委員長 竹内委員。

竹内委員 これは、去年も載ってたかな。いつから、5年リース。

和田委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 4トンダンプについては、23年2月からリースを開始しております。その4トンダンプの継続のリース料が13万6,500円の1年分。それと、以前使用していた4トンダンプのリース料が4万9,350円掛ける3カ月分。これにつきましては、6月で車検が終わりますので、その車検まで一応使用すると、以前から使っている4トンダンプにつきましては、し尿処理場で発生する汚泥ケーキ、これをごみの焼却施設に搬送するように使用しております。それと、新しい4トンダンプが故障があった場合に、その代替の車両として、車検まで使用する予定であります。

それと、新たに、その4トンダンプが3カ月でリースが終わりますので、以降、その他の、場内で発生する廃棄物を埋め立てに持っていったりというような車両として、2トンダンプの新規のリースを行う予算として、月10万5,000円の9カ月分。これも、新たなもので計上しております。

それと、もう一点、リサイクルセンターで使用しております、ショベルローダー。これが、月2万2,050円の12カ月分というものでございます。その合計の、車両の借り上げでございます。

和田委員長 竹内委員。

竹内委員 そしたら、今のでいくと、リサイクルセンターのショベルローダーと2トンダンプと、それと、4トンダンプと今度3カ月で終わる4トンダンプ。これだけ、借りてるということ。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 合計4台でございます。フェニックスに運んでる4トンについては1台でございます。ここに計上しております、全ての車両の借り上げ料は、今申し

上げた4台分でございます。

竹内委員 1台やったら、300万やったら、5年間やったら1,500万やったら高いなという
計算・・・おかしいなと思ったんですけど、わかりました。

和田委員長 いいですか。はい。

ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

串山しあわせ創造部副理事 済みません。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 先ほどの、中原委員の保健事業費の健診委託料、それから、当初予算
の概要でお示ししてある予算額と相違があるというご質問をいただきましたが、予算書に
書いております、集団健診、個別健診につきましては、骨粗鬆症、肝炎ウイルス健診等も
含まれた額となっております、がん検診などの保険事業の拡充という部分で計上させて
いただいております1,153万1,000円とは金額の相違がございますので、ご了解
いただきたいと思います。

和田委員長 中原さん、よろしいですか。

では、ほかにないようですので、衛生費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。

予算書79ページの目、都市計画総務費のうち、住民生活課に係るものをごらんくださ
い。79ページです。

質疑、ございませんか。

中原委員。

中原委員 私は、路線バスの運行補助金については、いろいろな、これまでの経緯もありますし、
町としての努力も感じているところなんですけれども、住民要求に応じていこうと思えば、
この補助金額では不足するということになるのかなというふうに思うんです。今後、ぜひ、
この補助金については増額傾向での見直しを図っていく必要があるというふうに思うんで
すけれども、このことについてはいかがでしょうか。どなたでも、お答えください。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 バスの運行補助金につきましては、行財政改革プランにも計上しておりま
して、今現在、4,150万円の補助金で運行しているところでございます。この運行に
当たりましては、路線のバスの、本数の見直しとか、いろいろ運行形態も見直しながら、

この金額で今現在運行しているというところでございます。運行以降は、いろいろ住民さんからの、南海との接続とか、また、あるいは、運転手のマナーでありますとか、いろいろご意見、ご批判もいただいているところでございますが、その部分については、町として適正といいますか、会社のほうにきつく申し入れを行って、その都度、対応しているところでございます。補助金につきましては、今、現行4,150万円で、24年度から5年間、4,150万円の契約でバスを走らせるというところでございます。次の見直しの機会までに、もう一度効率的な運行はないのか、どういうふうにすればいいのかということを検討しながら、極力4,150万円の範囲内で効率的な運行ができるよう、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

和田委員長 中原さん、よろしいですか。

中原委員 いいですけど、理解は難しいんですけど。

和田委員長 副委員長、豊国さん。

豊国委員 今のバスの件については、私も常々、住民の方から要望はしょっちゅう聞いております、もう少し増便できないのかと。少し、それは予算面もあるやろうし、そのところを何とか捻出して増便お願いしますということですので、私も要望しておきます。

和田委員長 いいですか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、土木費の質疑を終わります。

以上で、一般会計、歳出の質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。反対、ございませんか。

賛成の中原委員。

中原委員 本委員会に付託された来年度予算については賛同したいと思います。内容を見せていただいた範囲で、4月1日から始まる自立支援法に伴う問題や、権限移譲について承服しがたい点も含まれておりますけれども、子育て支援や妊産婦健診への拡充など、町としての努力を強く感じるものでありますので、本予算については賛同したいと思います。

和田委員長 ありがとうございます。

ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第3号、平成25年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第3号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

次に、議案第5号、平成25年度岬町国民健康保険特別会計予算の件について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 ありがとうございます。

予算書119ページから148ページをごらんください。

質疑、ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の133ページの一般管理費の中で、節13、委託料に国保システム改修委託料というのがありまして、これは、どういった内容の改修を行うのか。お聞かせいただきたいと思います。

それから、138ページの特定健康診査等事業費の節13、委託料の中で特定健診委託料と生活習慣病予防対策支援事業委託料とありまして、これが増加傾向にあるのかなというふうに感じているんですが、その要因等がありましたらお示しいただきたいと思います。

それから、もう一点、予算書で言うと、128ページに国民健康保険料について、示されております。来年度の保険料の設定については、まだ、不透明な部分もあるかとは思いますが、現時点での見通しをお聞きしておきたいと思います。

一つ、気がかりなのは、いつも私は、この国民健康保険の特別会計では、国保料が高いということ、何とか値下げできないかということをおし上げるわけなんですけれども、来年度から算定方法を大きく見直されるということで、それは住民要望に応えることというふうに感じているところなんです、そのことに伴って保険料が下がる場所もあれば、上がる場所もある。できれば、全体に下げたい、その思い自体は共有できるものだと思うんですけれども、そのための手だてをとっていただきたいということは以前も申し

上げましたし、そのための努力がなされているのかどうかということについても確認をしたいと思うんですが、131ページの繰入金のところを見せていただくと、保険料を減らすための法定外の繰り入れについては、ちょっと、認められないのかなというふうに見せていただいているんですが、そのことも含めて、保険料の翌年度の見通しについてお示しをいただきたいと思います。

和田委員長 岸本課長。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 まず、最後に言われた保険料について、ご説明申し上げたいと思います。

予算書を見ていただくと、一般被保険者の現年分の保険料は、対前年度比15.8%の減額になっております。この要因といたしまして、保険料を決定するときの基礎となる医療費が対前年度比で3.7%下がっております。また、医療費以外の保険料算定時に計算いたします、後期高齢者支援金では0.5%と、介護納付金が2.6%の伸びを示しておりますが、全体保険料で言いますと2.8%下がっています。このようなことから、平成25年度保険料の見込みといたしましては、賦課する時点の医療費の動向や所得、被保数等が確定するまではどうなるかわからない状況でございますが、当初予算上では下がるのではないかという見込みをしております。

また、今年度の、決算の見込みでいきますと、若干ではございますが、黒字になるかなと見込んでおります。先ほど、言われました法定外繰り入れのお話もございました。現在の財政基盤安定基金が7,500万円ほどあります。保険料の抑制については、今後の医療費の動向や財政状況を見ていき検討していきたいと思っております。

2点目の、133ページの国保システム改修委託料69万3,000円の件でございます。これについては、今までは75歳未満のご夫婦で一人が後期高齢者医療にいて、一人が国保に残った場合は特定世帯ということで、世帯割は2分の1が経過措置として軽減されておりました。この制度は、平成20年から始まり5年間続いております。しかし、平成25年4月1日以降は世帯割が1/4になり、期限が3年間延長されるという法の改正がある予定でございます。そのシステム改修に費やす費用が69万3,000円でございます。

最後の健診のところですけど、138ページの特定健診の委託料の1,193万3,000円。これに関しましては、前年と比べまして若干の費用が下がっております。下がっている原因につきましては、被保数の減でございます。

また、生活習慣病予防対策支援事業委託料は、前年度300万、今年度400万の100万円の増額でございます。この増額理由につきましては、平成24年度においては、計40回の講座を各地区で、自治会館等を活用しながら開催いたしました。これを平成25年度は、回数の増と内容の充実ということで、より多くの方に来ていただくという計画をしております。

和田委員長 いいですか。

中原委員。

中原委員 最初の133ページの国保システム改修委託料については、今、お聞きしたとおりでありますけれども、確認なんです、世帯割2分の1減であったのが、4分の1減ということになるということですね。それは、実質負担増になってしまうということになりますね。それは非常に残念ですね。いいですよ。確認をさせていただきました。

それから、139ページの保険事業費の中で、節19、負担金、補助金及び交付金というのがありまして、人間ドックの負担金が計上されております。人間ドックについては、今年度からか、ちょっと利用しづらく、金額の上では、なったわけなんですけれども。変わらず、多くの方がこの制度利用して、みずからの健康を確認しているということでありまして、この使いにくくなったものを少しもとに戻すというお考えはないでしょうか。

それから、もう一つ、特定健診の受診率についても確認をしておきたいと思います。ページで言いますと、129ページの国庫支出金のところで、特定健診等負担金という格好で、国からも一定の措置がされたりしているんですけれども、この受診率、今、一生懸命上げようということで、何年もかかって、懸命に取り組んでおられるということは承知しているところでありますが、その伸び率については、どのような状況か確認をしておきたいと思います。

もう一つ、同じく、129ページの一部負担金について、お尋ねを、これはもう要望にしておきましょう。一部負担金の減免の制度については非常に努力もされて、制度をきちっと確立されたということではありますが、この予算書に載っている数字だけを見ますと、取り組みがなされるのかどうか、ちょっと不安を感じるような数字なんです。ですので、今後より一層の周知を図っていただきたいと、この点については要望にとどめたいと思います。

和田委員長 岸本課長。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 人間ドックの料金をもとに戻すというご質問ですが、平成23年度で人間ドックが、92件、脳ドックが37件でございます。今日現在で人間ドックが80件、脳ドックが34件でございます。実質的に、一般質問の中でも答弁させていただいたように、あまり変わらないと認識しています。このようなことから、料金をもう一度もとに戻すことは現在検討しておりません。

それよりも、今年度から実施いたしました集団健診での無料化に伴い、たくさんの方に健診を受けて頂きたいと考えています。集団健診の受診率は、そのおかげをもちまして、若干ではございますが、数字が伸びております。今まで、特定健診の受診率は18%台を推移してきておりました。今年度については20%程度見込めるのではないかと考えております。

和田委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。反対、ございませんか。

ないようですので、はい、どうぞ。

中原委員。

中原委員 先ほど、人間ドックと脳ドックについては、料金をもとに戻すことは考えていないということでありましたけれども、そういうことについては、また今後、見直しを図っていただきたいと思いますが、やはり、保険料について、算定方法の見直しを思い切って行ったということと、医療費の減少が大きな要因ではあるようですけれども、保険料が下がる見通しということで、このことについては、多くの加入者が歓迎するということから、賛同したいと思います。

和田委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号、平成25年度岬町国民健康保険特別会計予算の件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第5号は本委員会において可決されました。

次に、議案第6号、平成25年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 予算書149ページから159ページをごらんください。

質疑、ございませんか。

竹内委員。

竹内委員 156ページ歳入の滞納繰り越し分で、66万円上がってるんですけども、滞納はどれぐらい、今のところ何人分ぐらい。もし、都合悪ければ結構です。

和田委員長 岸本課長。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 実際、平成25年1月末時点で滞納者数というのは、岬町の中で4人でございます。

和田委員長 ほかに、ございませんか。

中原委員。

中原委員 ただいま、滞納者について、質疑があったところでありますけれども、短期証の発行についても確認をさせていただきます。発行者数をお聞きしておきたいと思います。

和田委員長 岸本課長。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 短期証の交付人数は、一人でございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 今、短期証の交付人数一人ということでありました。以前お聞きしたときは、たしか3人というお答えがあったかと思うんです。そのことから考えますと、滞納の返還については、計画的に引き続いて行っておられるということかなと思うんですけれども、恐らく、今も丁寧に対応しながら、きちっと支払っていただいていると思うんですが、慎重に丁寧に、苦しい状況はきっと理解されているところだと思いますので、そのあたりについては、丁寧な対応をお願いしておきたいと思います。

和田委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

まず、反対討論ございませんか。反対ですか。

はい、中原委員。

中原委員 いつも反対をさせていただいておりますが、この制度そのものの持つ問題が一向に解決をされない状況が続いておりますので、政権が変わったり、いろいろこれまでありましたけれども、制度の内容については、ずっと継続をされているという状況にありまして、この制度については、早期廃止を求める立場から賛同できないと考えるものであります。

和田委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号、平成25年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

和田委員長 挙手多数であります。

よって、議案第6号は本委員会において可決されました。

和田委員長 議案第9号、平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 予算書196ページから224ページをごらんください。

質疑、ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の205ページ。介護保険料の滞納をされている方について、お尋ねをしたいと思っております。以前もお聞きはしているんですけども、滞納の期間が長期化することに伴って、事実上介護サービスが受けられないという、利用制限が制度上設けられていますので、そういった状況に陥っている世帯は発生していないのかどうか。確認をいたしま

す。

それから、209ページの一般管理費の中で、節2の給料のところでお聞きをいたします。一般職級4人ということで、これは一人ふえるということかなと思うんですけども、そういうことでいいかどうか、確認をさせていただきます。

それから、人数について、210ページの認定審査会についても、認定審査会の委員さんの数を確認しておきたいと思います。

それから、あと一つですので、お尋ねしますが、213ページの介護予防事業費の2次予防事業にかかわって、節13の委託料の中で、2次予防対象者把握事業委託料という項目がありまして、これについては、以前から取り組まれている事業だと思いますけれども、その後の事業の進みぐあい、また、翌年度でどこまでの状況を目指しておられるのか、そのあたりの計画についても、お聞きしておきたいと思います。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 まず、1点目の保険料の滞納の方に対するサービス給付費の利用制限があるのかどうかというご質問でございますけれども、現在、制限をなさっている対象の方はございません。

それから、2点目。209ページの給料、一般職が3名から4名に増加している件につきましては、現在認定審査会のほうに職員1名が出向いておりまして、復帰をしてくるため、4名となるものでございます。

それから、3点目、介護保険認定審査会の委員さんの人数でございますけれども、全員で104名でございます。

それから、213ページ、2次予防対象事業の把握事業につきましては、25年度の26万5,000円につきましては、新たに65歳に到達された方の状況把握をするための委託料でございます。今年度につきましては、1名担当職員を雇用いたしまして、23、から24年度の2年間にわたりまして、65歳以上の介護認定を受けていらっしゃる方の全数把握のため、アンケートの郵送法、それから、拠点回収法、そして、家庭訪問により回収をいたしてございまして、2次予防対象者となられた方につきましては、集団でやっております、元気度アップ応援教室等に参加の呼びかけをいたしてございまして、一人でも多くの高齢者が継続してお元気でおられるように、今後とも新たな到達者の方につきましては状況把握を行い、介護度の悪化、低下とならないような取り組みにつなげたいと考えております。

和田委員長 中原委員。

中原委員 認定審査会について確認をしますが、今年度、委員を一人減らしているという経緯がありまして、特段の混乱等は生じていないか、お聞きをしておきたいというのが1点目です。

それから、2点目は、2次予防対象者把握事業についてですが、この予算書に計上されているものは、新たに65歳になった方を対象とするものであるという説明でありました。23、24年度において、100%の把握がなされたのかどうかについても確認をさせていただきます。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 介護保険認定審査会の委員さんでございますけれども、5人の1合議体で20合議体がございまして、委員数を減らして、認定審査会をしているということではございません。

それから、高齢者の状況把握強化事業で、今年度全ての方の把握に努めましたが、中には、訪問拒否の方また、住民票にあるけれども、実際に住んでいらっしゃらないと思われる方というの、一部把握をいたしておりますので、そのあたりの情報につきまして、お一人ずつ整理をしながら、極力状況把握に努めていきたいと思っております。

和田委員長 中原委員。

中原委員 認定審査会の委員さんの数については混乱が生じていないということで理解したらいいということでしょうかね。もう一度確認をしておきたいということと。

それから、2次予防対象者の把握についてですが、今年度と昨年度において、一定の事業をされてこられて、昨年9月の、決算の委員会のときだったと思いますけれども、把握率を63%だっているふうにおっしゃってたんですね。今、説明をいただいた、拒否される方もおられるし、不明であったということも把握されたということで、そのことについては、一つの成果だと思うんですよね。ただ、100%に、もし、今年度で満たないということであれば、この方々を一体どうされるのかということが、残される課題というふうになると思うんです。ここに載っている予算は何に充てるかということ、先ほどの説明で新たに65歳になった方を対象にするということでもありますので、現時点で65歳になっておられる方で、把握されていない方の追跡といいますか、実情をきちんと把握するということについては、どのように担保されるのか、お聞きしておきたいと思っております。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 介護認定審査会で混乱が生じていないのかというご質問でございます

けれども、特に、事務局といたしましては、順調に認定審査会は実施をしていると認識をいたしております。

それから、2点目、高齢者の状況把握強化事業ですけれども、確かに23年度につきましては、郵送法と拠点回収法で63%程度の把握率で、残りの方につきましては、24年度に、専任の訪問委員を雇用いたしまして、家庭訪問を何度も行いまして、100%の把握の結果、アンケートの回収のできない、住民票だけの方があったという状態でございます。その方々につきましては継続いたしまして、包括支援センターでフォローアップを行ってまいりたいと考えております。

新たに65歳に到達される方につきましては、毎年、状況把握を続けていきまして、常に、介護認定を受けていらっしゃる方の状況把握を行い、民生委員さんとの連携の中で、必要な方については見守りなども行ってまいりたいと思います。

和田委員長 中原委員。

中原委員 100%把握をした上でということでありましたので、それは大変なご苦勞があったことと思います。ここでつかまれた情報について、今後、ちょっと分野は違いますけれども、防災や減災対策の中で、要援護者と位置づけて活用していくというようなことも考えておられるのでしょうか。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 要援護者の状態の把握を行いまして、ご本人さんの同意を得て、必要な方につきましては、災害時の要援護者の把握事業という形で危機管理担当課、それから、情報担当課とも協議をしながら今後の災害時要援護者の把握事業についても検討課題としていきたいと思っております。

和田委員長 いいですか。

ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。反対討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 討論、ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第9号、平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件について、
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第9号は、本委員会において可決されました。

議案第10号、平成25年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件
について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。
よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

和田委員長 予算書225ページから233ページをごらんください。

質疑、ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第10号、平成25年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件
について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第10号は本委員会において可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

和田委員長 ご異議なしと認めます。暫時休憩をいたします。

（午後 2時20分 休憩）

（午後 2時33分 再開）

和田委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

議案第16号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 これまで、三つの市と町において、審査会を共同で運営してきたという中において、実務上困難なことなどは発生していないかどうか。この機会に確認をしておきたいと思えます。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 特に、そういった問題的なものにつきましては、何も把握はいたしておりません。順調に輪番制で事務局を担当してきたと考えております。

和田委員長 いいですか。

ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第16号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第16号は本委員会において可決されました。

議案第17号、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 では、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 本件についても、障害程度区分ということで、三つの市と町によって輪番制でいつも行っているということでありまして、共同の設置については、住民から行政を遠ざけるものだというふうに思いますので、そういう意味で心配をするものですが、この事業についても、これまでのところ順調に運営をされているかどうか、確認をしておきたいと思えます。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 障害程度区分認定審査会共同設置につきましても、3年ごとの輪番制で順調に円滑な業務ができてきているとの認識をしております。

和田委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第17号、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第17号は本委員会において可決されました。

議案第20号、岬町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する件について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 では、質疑ございませんか。

竹内委員。

竹内委員 これの、第2条の第4項の対策本部、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員って書いてる、大体ここに規定というのはないんですか。何人とかいう規定というのは、それだけ教えてください。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 対策本部の構成員につきましては、本部長が町長、そして、副本部長が副町長ということは、特措法においてもうたわれているところです。そのほか、特に、人数等の取り決めはございませんで、このあと、本部長が別に定めるという条項に基づきまして、定めることとなります。災害対策本部に準じた本部員には、部長クラスを考えているところでございます。

和田委員長 いいですか。

ほかに、ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 もう一度、今のちょっと確認したいんですが、本部長が町長、副本部長が副町長というのが別のところで定めていると、もう一度、そこ、確認。どこに載ってる。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 まず、この条例の根拠になっております、特別措置法の中で規定が設けられております。規定の中身につきましては、大阪府についても対策本部を設ける必要がございます。その大阪府に準じた形で、市町村も設けるという規定になっておりまして、その中で、町長が本部長、副本部長に副町長という形で明記されておるところでございます。

和田委員長 奥野さん、いいですか。

ほかに、ございませんか。

鍛冶委員。

鍛冶委員 参考までに、この表題のインフルエンザ等というのは、どういうのがあるんですか。わかる範囲で列举してください。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 新型インフルエンザ特措法で想定されていますのが、高病原性の新型インフルエンザ、それから、あと、新興感染症、未知の感染症で強毒なタイプが入ってき

た場合に、この対策本部条例にのっとなって行動を起こすということになります。

鍛冶委員 大きく3件くらいですか、今、おっしゃった3件くらい。

和田委員長 3点。

鍛冶委員 インフルエンザと、高何とかいうのと、未知の。

串山しあわせ創造部副理事 新型インフルエンザは確定していますが、等のところに、新興感染症が含まれてまいりますので、未知の新興感染症が幾つかと言われましたら、なかなか答えにくいところでございます。

和田委員長 鍛冶さん、いいですか。

鍛冶委員 はい、いいですよ。

和田委員長 では、質疑ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第20号、岬町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第20号は本委員会において可決されました。

議案第21号、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 では、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 この条例の内容については、現時点では国が定めている基準に準じているということがありますので、国の定めと同じということかと思いますが、今後のことなんですけれども、今後についても、この基準が守られるということでしょうか。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 基準につきましては、先ほど、委員ご指摘のとおり、一部、記録の保存年限というところは、若干違う形で定めてはありますが、原則として、国の基準どおりという形で定めております。この国の基準につきましては、今後も法令改正等によって基準が変わってくる場合も想定されますので、その辺で、変わってきた場合については、順次変更していく必要があるかなというふうに考えております。

和田委員長 中原委員。

中原委員 私が心配しておりますのは、これは国が最低限、施設やサービスにおいて、必要な人員だとか、スペースだとか、そういうものを設置しているものでありますから、いわゆる、ナショナルミニマムという、最低限度保障しなければならないというものを国が定めていたのを、市町村で定めてくださいということになるわけですけど、そのことに伴って、一つ心配なのは財源の問題なんですね。これまでも、ほかの分野もされてきてることなんですけれど、これが国の法ではなくて、市町村の条例というふうなことが根拠になってきますと、国の義務の色が薄くなっていくわけなんですね。そのことによって、国から措置される負担金が減らされていくということが私、一つ心配なんです。そのことについて、それは心配要らないと。これまで、きちんと国が負担していたものが確保できるんだという保障があるのかどうかということ、ひとつお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つは、これは、国が定めていたものを地方任せにするというものでありますけれども、そのことによって、今後のことを先ほどお聞きしましたけれども、例えば、地方では、どこも財政が厳しい状況なんですね。そうしますと、基準を切り下げて、サービスの内容を低下させるということにつながっていく心配があるんです。ですので、そこをきちっと食いとめられるのか。財政状況が苦しいからといって、条例を悪い形で見直すというようなことになっていかないのかどうか。この2点が心配しているところなんです。それは、直接利用者に被害が及ぶことですので、このことについて、きちんと将来にわたってもお約束いただけるということでありましたら、賛同しても差し支えないと思うんですけれども、そのことについての、きちんとした担保が得られないということでありましたら、住民への心配は、私はする立場でありますので、将来についての約束、できるのかどうか。その点について、お答えをいただきたいと思います。

和田委員長 串山副理事。

串山しあわせ創造部副理事 今、中原委員のおっしゃられました国の経費等の負担が保障されるの

かどうかといった趣旨ではなかったのかなと思いますが、地域密着型サービスにつきましては、介護給付費の中の施設サービス費の一つとしまして、国が25%、大阪府12.5%、岬町が12.5%といった、そういった割合の給付費の中で、運営をしていくという形になると考えますので、国は一定の経費負担、また、町は一定の率に基づいた経費負担で今後も運営をしていけるものと考えております。

あと、独自の基準で、サービスを切り下げていくようなことにはならないのかというご指摘かと思いますが、岬町の住民の方が住みなれた身近な地域でサービスを受けていただくための基準となる条例を制定したということになるかと思いますが。サービスが悪くなるような基準の方向には、決していかないような形で、国や大阪府の動向にも注目しながら、これからも対応できる条例について考えていきたいと思っております。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 補足をさせていただきます。

まず、1点目、ご指摘のありました、この基準が条例になることによって、国の関与が薄くなって、国が、給付費等の引き下げにつながらないかといわれる、財政スキームの問題やと思うんですけども、まず、1点、先ほども申しましたように、この基準につきましては、現行の国の基準をもとに基準を設けている。今後、基準が変わる場合は、介護保険法等の法改正によって、また、基準、政令等が改められるというふうに考えられますので、一定、この基準の配置人数等を考慮して、今の介護給付費が決められている部分は確かにあると思いますが、その辺についても、まず、国が基準を変えてくるであろうということ想定しておりまして、その場合については、適正な判断のもと、条例についても、変更していきたいというふうに考えているところでございます。

それと、2点目のサービスの引き下げにつながらないかという、大きなところでございますが、まず、先ほども申しましたように、この条例については、国の基準をほとんどそのまま使っております。条例で定めることによって、国よりきつい基準を設けるということは原則的にはできないというふうに考えておりまして、それがアッパーかなというふうに考えておりますので、サービスの低下につながるような、あるいは、基準が緩和し過ぎるようなというようなことにはつながらないかなというふうに考えているところでございます。

和田委員長 中原委員。

中原委員 そうしましたら、私、今、二つのこと、心配なんだというふうに申し上げましたけれど

も、それは、大丈夫だとおっしゃるんですか。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 大丈夫かという問いに大丈夫ですというようなお答えは、いたしかねるな
というのは、国の動きがありますので、国が法改正によって基準を変えたならば、それに
基づいて、その基準を参酌して、町のほうで特段の事情が認められないなという場合は、
変わった基準を適用していくべきという考えでございます。

和田委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 ちょっと、難しい説明になるのですが、まず、この事業は、介護保
険法に基づいて、岬町がやらなければならない事務の一つとなっております。当然、やらなけ
ればならない事務です。そうすると、これにかかわる財源保障はどうするのかという問題
に係る質問でございますので、あくまでも、介護保険法に基づく標準行政を行おうとする
ときの基準というのは、国の基準に基づきますので、その標準行政に基づく必要な財源に
ついては、地方財政法に規定しておりまして、必ず、国が財源を保障するというように明
記されておりますので、この事業について今後の法改正についてはどうなるかわかりませ
んが、現行の地方財政制度では、財源はきちっと保障されているということをご回答した
いと思います。

和田委員長 いいですか。

中原委員。

中原委員 そうしましたら、ちょっと、過去のことでお尋ねしますが、例えば、これと同じと
いうことではないんですけど、保育所の運営費、ありますね。これについては、過去に
負担金であったかなと思うんです。国から地方におりてくるお金としては、それが一般財
源化というか、交付金化されたんでしたかね。結果的に、保育所の運営にかかわる費用と
して、国から地方に入ってくるお金としては減らされてしまったということだったかなと
いうふうに思うんですけど、それと同じようなことがこのことによって起こっていくん
じゃないのかなということを心配しているわけなんです。だから、町財政全体にもかわ
りますし、例えば、この事業を利用されている利用者の方、当事者にも、もちろん、影響
が及ぶわけですけども、いろんな分野でちょっと心配なことがあるんですけど、今申
上げた例のようなことになっていかないのかどうか。お聞かせいただけますか。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 まず、保育所運営費につきましては、委員ご指摘のように、以前、国庫負

担金と府負担金、2分の1、4分の1の負担率をもって交付されておりました。それが、ちょっと年代忘れたんですけども、一般財源化ということで、地方交付税算入になったという経緯があります。その部分については、町が保育所を運営していますので、その運営費については、幾分影響が出てきたかなというふうに考えます。ただ、私立保育所につきましては、今、現行制度の負担金の部分については、残っておるところでございます。

一方、今回のこの条例につきましては、サービス事業の人員でありますとか、設備、それとか、運営の基準を定める条例でございますので、町の運営費に直接かかわるものではないとご理解をいただきたいと思っております。

和田委員長 中原委員。

中原委員 この事業については、そうしましたら、影響が出るとすれば、実際に事業を利用されている方に影響が及ぶということになるわけですね。例えば、職員の数が減らされるということになったら、その施設を利用してる人に目が行き届かなくなって、安全性の確保ができないとか。あとは、居室のスペース、空間の広さが縮小されたら、それだけ、居住空間としては貧しくなるわけですから、そういう影響の仕方が発生するということになるわけですか。

和田委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 今、委員ご指摘のように、この基準の中では、人員について、定めている基準もございます。これにつきましては、先ほどから申し上げてますように、国の基準の人員という形で、そのまま、この条例に基準を持ってきてるというものでございまして、国のほうの法改正、あるいは、基準の改正に伴って、仮に人員に変更があった場合については、その変更のあった人員で基準を条例のほうで規定を変更していくという考え方になると思っております。

和田委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと、よくわかんないんですけど、経費についてのことなんですけど、先ほどの説明でいきますと、経費については影響がないというふうなお答えだったかなと思うんですけど、そうは言っても、その前に説明いただいたときに、施設サービス費として、一定、国から入ってきてたと。そういうことで言うと、町の財政的な部分でも、影響が出たりするんじゃないんですか。

古橋しあわせ創造部長 先ほどのサービス費といいますのは、今現在、この地域密着型サービス、

介護予防全般なんですけども、個人に給付をするという形の個人給付型になっておりまして、その部分について、代理受領という形で施設のほうに直接お支払いをするという、大きな福祉のスキームになっております。そのサービス費、いわゆる、介護給付費等につきましては、別のところで給付基準が定められていますので、その単価については、この基準を条例に移したからといって、現行制度のままで変わりはないということでございます。

和田委員長 また、後ほど、ゆっくり、済みませんが、聞いてもらいましょうか。

次、進めます。ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございせんか。反対討論、ございせんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第21号、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

和田委員長 挙手多数であります。

よって、議案第21号は本委員会において可決されました。

議案第22号、岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件について、議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますが、補足説明を担当からお願いいたします。ないんか。本件については、本会議で説明を受けておりますので、説明なしでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 では、質疑に入りたいと思います。

この件について、質疑はございせんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第22号、岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

和田委員長 挙手多数であります。

よって、議案第22号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第28号、障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する件について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 では、質疑に入ります。

質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

中原委員。

中原委員 自立支援法という名前が総合支援法という名前に変わるわけでありませけれども、これは、看板だけを変えたと言ってもおかしくないようなものでありまして、制度の根幹をなしている、応益負担という考え方については温存がされているということで、この制度そのものに賛同できないという立場から反対をするものであります。

和田委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第28号、障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

和田委員長 挙手多数であります。

よって、議案第28号は本委員会において可決されました。

議案第30号、岬町学童保育に関する条例の一部を改正する件について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 はい、ありがとうございます。

では、質疑に入ります。

質疑、ございませんか。

中原委員。

中原委員 対象学年を引き上げるということで、非常に喜ばしいことというふうに思うわけですが、受け入れの準備は順調に整っているかどうかということと。

それから、定員に対する申し込み状況は現時点でどのようになっているか、確認をしておきたいと思います。

和田委員長 萬谷副理事。

萬谷しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 まず、1点目の受け入れ準備はできてるのかということでございますが、淡輪学童、深日学童につきましても、受け入れ準備のほうはできております。現在、入札により、エアコンの設置を今、進めているところでして、あとは、エアコンの設置のみという形と、机いすの物品購入が今現在進めております。

それと、もう一点なんですが、これはあくまでも、昨日の3月11日現在で、淡輪学童、深日学童の申し込みでいきますと、淡輪学童では75名。また、学年を上げます、4年生、淡輪学童につきましては7名、5年生につきましては6名、6年生については1名という形で、4年生以上では14名の申し込みがございます。また、深日学童につきましても、現在28名の申し込みがございまして、4年生では4名、6年生では1名、計5名の4年

生から6年生の学童の申し込みがございます。

和田委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

中原委員。

中原委員 準備も順調に整っているようでありまして、この学童保育の学年の引き上げについては、共働きの家庭等が増加する中で、保護者の長きにわたる念願でありました、そのことに思い切って踏み出されたということについては大いに評価したいと思います。なお、運営については、これまで以上に苦勞が伴うことと思いますので、環境整備など、今後も町として、一層の努力を図っていただくように要望申し上げて賛同したいと思います。

和田委員長 ほかに、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第30号、岬町学童保育に関する条例の一部を改正する件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第30号は本委員会において可決されました。

続いて、議案第31号、岬町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する件について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

和田委員長 ありがとうございます。

では、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第31号、岬町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する件について、
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。

よって、議案第31号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案14件については、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、
委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時11分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成25年3月12日

岬町議会

委 員 長 和 田 勝 弘